

1. 令和元年第2回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

令和元年9月19日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平
11番	古川文雄	12番	清水正照
13番	上田謙市	14番	武藤忠樹
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三
17番	清水敏夫	18番	美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	熊田一泰	市長公室長	日置美晴
総務部長	乾松幸	市長公室付部長	置田優一
健康福祉部長	和田美江子	農林水産部長	五味川康浩
商工観光部長	遠藤正史	建設部長	尾藤康春
環境水道部長	馬場好美	郡上偕楽園長	松井良春
教育次長	佃良之	会計管理者	臼田義孝
消防長	桑原正明	郡上市民病院事務局長	古田年久

国保白鳥病院
事務局 長 川 尻 成 丈

代表監査委員 大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 長 大 坪 一 久

議会事務局
議会総務課 査
主 岩 田 亨 一

議会事務局
議会総務課
課長補佐 竹 下 光

◎開議の宣告

○議長（兼山悌孝君） おはようございます。議員各位には、連日御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の遅参議員は、12番 清水正照君であります。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（兼山悌孝君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、13番 上田謙市君、14番 武藤忠樹君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（兼山悌孝君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えくださいますようお願いいたします。

◇ 渡 辺 友 三 君

○議長（兼山悌孝君） それでは、16番 渡辺友三君の質問を許可いたします。

16番 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） おはようございます。議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきますが、ただいま開会前に、消防長より郡上市消防団が昨年7月の豪雨災害に対する貢献ということで、表彰を受けられたということで、本当におめでとうございませう。また今後におきましても、市民の生命、財産、安心・安全確保のために、御努力いただきますよう、お願い申し上げます。

そして、昨日の一般質問のときにも、10番議員のほうからございましたけれども、千葉の房総半島での大きな災害、この千葉と申しますと、やはり一番関係あるには、大和町の東庄町でないかと思っておりますが、房総半島よりも東北部にあるということで、確認していただきましたところ、災害はあったものの今のような大きな災害に至らず、倒木等で道路を塞いだとか、そういうことでありまして、今では復興しておるといようなこととございませう。いずれにいたしましても、大きな災害

を受けておみえになります千葉の皆様方に対しましては、心からお見舞いを申し上げるところでございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問に入らせていただきます。

今回は、大きくは1点でございますが、自動車道路網整備に伴う対策ということでありまして、自動車道路の整備に伴う地場産業の現状と今後の計画についてを、お伺いをしたいと思います。

御存じのように、郡上市には、東海北陸自動車道が南北を大動脈として、貫いており、お聞きしますところ、計画当初よりも大きな交通量だとお聞きしております。

また、東海北陸自動車道と中央自動車道を結ぶ計画の濃飛横断自動車道、郡上八幡から中津川間に関しましても、下呂から和良間が整備をされ、利用されております。そして今、郡上市民にとって、大変熱望されております、しかもネックとなっております和良八幡間の堀越峠を含むルートについて、現在では岐阜県において、設計に関する調査等に向けての大きな予算をつけていただき、これには野島県議に、また日置市長、そして議会一丸となつての、この要望活動もようやく実ってきたのかなということを思っておりますけれども、一市民といたしましても、この計画ルートの発表を心待ちにしており、一日でも早い事業促進を夢見しているところであります。

また、目を白鳥方面に向けますと、福井県大野市から白鳥への中部縦貫自動車道も大野油坂道路の整備促進に向けて、北陸道と東海北陸道を連結させ、経済・交通ネットワークの確立に向けて、大野市とそして郡上市、両市の市長、また議長で国会並びに国の関係機関に要望活動が進められておるところでございます、災害時の救援活動、また両市の連携強化、産業経済の活性化に向けて、今進められております。

そして、郡上市から少し南下しますが、東海環状自動車道東回りが、東海北陸自動車道的美濃関ジャンクションで接続し、愛知県豊田市、また、東濃地方との利便性が高められ、物流の効率化、観光の活性化など、さまざまなストック効果が上げられております。

このように、郡上市を取り巻く自動車道路網の整備が進められておりますが、この効果を市民、また企業はどのように受けとめ、どのような現在成果が得られているのか、さまざまな分野があると思います。そして、道路建設計画には、目的を持ち進められておりますが、道路環境整備から行政の施策、また観光誘客交流等、そして農林水産物の物産と産業効果はいかかなものか、それぞれの部署において、現状と今後への発展させるべき思いをお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 渡辺友三君の質問に答弁を求めます。

商工観光部長 遠藤正史君。

○商工観光部長（遠藤正史君） では、私のほうから、商工とそして観光に特化した高速道路の効果について、お話をしたいと思います。

まず、整備効果としましては、一般的に走行時間の短縮、そして走行される経費の削減、そして交通事故の削減という3つの効果がございます。

走行時間の短縮につきましては、当然目的地まで短時間で到着するということがありますし、また、その場所まで行くまでに渋滞等はなく、予定どおりにそこまで行けるという効果もあります。そういった意味もありますし、また中部縦貫の場合ですと、大変トンネルが多い道路でありますので、特に降雪時、雪が降った冬期ですね、今までですと、油坂を越えていくということはなかなか大変だったんですけども、そういった意味でも冬のそういった交通も大変楽になってくるというようなことがあると思います。

また、走行経費ですけれども、当然運転する時間が短くなれば、人件費等の削減になりますし、特に中部縦貫におきましては、全長が160キロメートル、福江市から松本までつながる道路でありますけれども、途中飛騨清見等の東海北陸につながる部分もありますけど、それ以外のところで、あと安房トンネルの区間が有料ですが、それ以外については、全て無料の道路となっておりますので、そういった意味では、大変コストパフォーマンスの高い道路じゃないかというふうに思っております。そういった意味で物流コストの削減効果は非常に高い道路じゃないかというふうに考えております。

また、交通事故につきましては、道路の線形が見直されますので、走りやすい道路となっておりますし、先ほど降雪時でも安心して走れると、そしてまた、もう一つ規格としましては、トンネルの中の幅につきましても、中央帯につきまして、お互いに飛び込まないような、少し塀を設けることによって、安心を保てる点を起用しております。

そういった3つの整備効果にあわせまして、郡上市には地理的な条件としまして、二つの東海北陸と中部縦貫がつながる交通の結節点という、そういった地理的な利便性の優位性があるというふうに考えております。そういった中で、企業活動、企業誘致の面では、大変効果がある整備でないかと思っておりますし、過去の例を言いますと、東海北陸自動車道の整備によりまして、名古屋から郡上市まで約1時間半弱で来られるようになったことで、利便性が向上したこともありまして、平成17年度から平成26年度までに、3つの企業が進出しまして、3つの企業で合計約100人の雇用のほうが新たに生まれております。

また、東海北陸自動車道の郡上市までの4車線化整備に伴いまして、対面通行と比較して、事故が起こる状況が減っておりますし、また、このゴールデンウィークにおきましては、自然渋滞もほとんどなかったということで、物流の確実性や時間の短縮により、企業の生産性の安定が高まり、かつ、確保されたということでもあります。そういった意味で、いい点もあるんですけども、残念な面では、冬の間ですけれども、大和のパーキングエリアで、三セクのほうでも報告を申し上げましたけれども、渋滞がなくなったことによって、今度逆に通り抜けてしまって、2割ほどの売上高

が減ったという、逆の意味の効果、悪い効果も出ておるようであります。

あとは、通勤通学圏の拡大がありますので、そういった意味で、仕事を選択する場所が広がってくるなどという、そういった効果も、商工のほうであるというふうに考えています。

また、観光におきましては、当然観光客の増ということがありますが、これは一つに、単に郡上市だけではなくて、広域観光圏という考え方で、一つ考える必要があるなどというふうなことは思っております。

また、渋滞の緩和によりまして、このゴールデンウィークは大変スムーズな車の乗り入れができたということで、また市内のほうもそれほど渋滞がなかったということで、相乗的な効果があったというふうに思っておりますし、また、民間のほうで、この冬に新たに始められることがありますけれども、スキー場のほう、高鷲のほうですけれども、こちらの6つのスキー場が1つの連合体になりまして、かつ、そこにホテルのほうも4カ所のホテルも一緒になりまして、シャトルバスを運行するということが計画をされております。そのときに、高鷲のサービスエリアのほうに路線バスが入りまして、そこまでピックアップに行って、巡回するということとなりますけれども、これはやっぱり冬期の渋滞が解消されたことにより、定期的にその時間にちゃんと間に合うという効果がありますので、そういった意味で、高鷲のほうでスキー場は一緒に考えてやられるということでもありますので、参考として説明をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（兼山悌孝君） 農林水産部長 五味川康浩君。

○農林水産部長（五味川康浩君） それでは、私のほうからは農林水産物についての効果等を御回答させていただきます。

まず、農産物であります。郡上で生産される農産物でいわゆる高速道路を利用するような、市場出荷されている、主な農産物につきましては、お米はもとより、大根、トマト、イチゴ、ハウレンソウ、柿等がございます。ちなみに、JAを通じた出荷の昨年度実績は約8億6,200万円ほどになっております。出荷先の主流は、近郊である岐阜中京市場ということになりますが、生産量が非常に多くて、例えば、ひるがの高原大根とか、郡上南天のように、いわゆるブランド化されている物については、京阪神、北陸、関東へと、そういった形への市場出荷をさせていただいております。

大根につきましては、特に北陸自動車道の4車線化もありまして、北陸方面への出荷が増加しており、現在出荷の約15%は北陸方面へ出荷がされとるということです。

郡上南天につきましては、昨年はいわゆる不作年ということで、北陸方面への出荷はございませんでしたが、例年ですと、2%から5%の範囲で北陸方面に出荷をさせていただいております。

また、水産物については、基本的にはアユ取り扱い店とかいう形の中でのものはありますが、北陸方面については、単発的な取り引きはありますが、経常的な出荷というものはないということで

す。ことし、特に郡上アユにつきましては、東京の豊洲市場に対して出荷をしておりますが、出荷ルートについては、郡上漁協さんに確認をさせていただいたところ、一旦郡上八幡から羽島のインターチェンジまで行って、安八に物流センターがあるので、そこで一旦集荷をされてから東京方面へ出荷をされるということでありましたので、東海環状を使われているかなと思いましたが、若干そこはお使いになられていないということでありました。

また、内水面漁業の中で、養殖業の方もおみえになりますが、個別で聞き取りをさせていただきましたが、ほとんどが自家利用であるか、もしくは、県内の出荷であると、唯一白鳥地域の方で、大野方面に出荷される業者もあるというふうにお聞きをしております。そういった形の中で、農水産物につきましては、現状生産量が、やはり市場出荷するまでには不足をしているという、大きな課題はありますが、新たなルートが開けることによって、やはりこれは、販売販路拡大の大きな一つのチャンスというふうには考えますので、農林水産としては、生産量をしっかり確保し、域外への出荷という形の中で、道路整備を活用していければというふうと考えておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

(16番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 渡辺友三君。

○16番(渡辺友三君) 御答弁いただきました。東海北陸、北陸のほうへの出荷等もあるようでございます。

そして、今のアユの出荷が直でなくて、一旦安八のほうでというようなところでございましたけれども、そこで、2点目の東海環状西回りが、今後において完成されると、どのようなことになってくるのか、郡上への効果をどう考えてみえるかということでお伺いしたいと思います。東海環状自動車道、国道475号線でありますけれども、愛知県の豊田市を起点に瀬戸市を通りおして、岐阜市、大垣市などを經由して三重県の四日市市に至る、この160キロの高規格道路であり、既に今までお話も出ておりますように、豊田東から関広見までの東回りは完成し、現在は新四日市市ジャンクションの西回り、総延長71キロ、77キロという説もありますが、どうも71キロのようでございますが、早期完成に向けて進められております。

そして、岐阜県内の総区間が47キロということで、2020年までに全線開通の見込みというようにも、お聞きしておるところでございますが、この道路は、中京圏域の放射線状の道路を環状線で結び、広域ネットワークを構築することで、環状道路内の渋滞緩和や、沿線地域への地域産業、観光産業の支援、また災害時に強い道路機能を確保するということが目的とされております。

現在、東海北陸自動車道と関ジャンクションで東回りがつながり、利便性も高まり、東海北陸道の交通量もふえておりますが、また、この同様に西回りが完成することによって、西濃や関西圏域

への物流、観光産業への期待もするところではありますけれども、ちょっと古い資料なんですけど、平成20年の岐阜県の将来構想研究会というところの文書をSNSで見つけ、東海環状自動車道の西回り整備を岐阜県の活力につなげるためにということがありました。そんな中で、やはり沿線都市間の所要時間の短縮により、沿線都市間の連携が強化される可能性があるが、その外部においては、郡上あたりはなかなかその効果が得られないということがありました。環状線外にある我が郡上市においては、この大阪、また関西圏との所要時間短縮もされ、観光物流進展への期待も大きくするところではありますけれども、西回り完成後の東海北陸道を活用しての郡上市への効果を、どのように予測されておりますか、お伺いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 遠藤正史君。

○商工観光部長（遠藤正史君） 東海環状線の西回りの郡上市にもたらす効果というところでございますけれども、東海環状自動車道の東回りが開通したときにですが、平成17年から25年までの入り込み客数、郡上市の観光の見込みですけれども、こちらの数値が増加傾向ということで、平成17年が555万3,000人、そして平成25年になりますけれども、656万6,000人ということで、118%という、18%と伸びているというような状況でございます。この東回りにつきましては、当時、その後の状況を見ておきますと、特に沿線市町の企業誘致が進みまして、特に物流の拠点であったり、土岐市にありますけれども、そういった大きな世界的な企業のほうの進出もありました。

また、西回りについても、沿線の市町においては、工業団地等の準備等もしておるところでございます。郡上市につきましては、少し上になるものですから、直接的な効果ではなくて、二次的な効果があるんじゃないかなということを考えておるところであります。そういった意味で、確実なだけだけふえるということの予想に関しては、大変データがないものですから、恐縮なんですけれども、過去の例の、先ほどの東回りができたときに、美並の瓢ヶ岳のパーキングエリアですけれども、こちらのほうは、売り上げ見込みのほうが増加しておりますから、今回西回りが開通すれば、同様な効果が期待されるんじゃないかということは思っております。

当然、西回りだけじゃなくて、いろんな道路網が東海北陸につながる中部縦貫自動車道とか、そういったものが来ますので、いろんな意味で、物が安く、物流については調達できるようになってくるんじゃないかなと思っておりますし、企業についてもそういった結節点であるとか、そういった点においては、進出も考えたいところも出てくるんじゃないかということも思っております。

実際、東海環状線西回りが、新四日市ジャンクションから関広見インターチェンジまでは、先ほど全長71キロメートルという話がございましたけれども、全線開通すれば、大体70分短縮されるというふうに言われておりますので、現在、関西方面から郡上市に来る場合、特に一宮ジャンクションのほうで渋滞が特に土日は激しいですけれども、そういった緩和が考えられますので、ある意味スムーズに東海環状線を流れてきて、郡上に入ってこれるんじゃないかということは、非常に期待

されるところであります。

また、今後もそういった意味で、関西方面、大阪方面へのPRというのは、有用だと考えておりますし、議員も一緒に同行していただきましたけれども、この春に尼崎のほうで、郡上おどりのPRもさせていただきましたけれども、そういった意味で、中国、山陰、四国等、機会があれば、そういった方面にも積極的に誘客活動も行っていきたいなということは、考えておりますので、お願いいたします。

(16番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） 御答弁いただきました。今もPRということが出ておったんですけれども、私のほう実際、そういった尼崎から、いろいろなところへPRといたしますか、郡上おどりに関して連れて行っていただいております。

そんな中で、やはり道路網が整備されると、逆に日帰り客が多くなって、泊まり客がなかなかつかめないということもございますけれども、このPR、また、誘客に伴う郡上としての受け入れ体制、それをいかにしてつくっていくか、ただただ呼びかけて来てください、来てくださいと、来たらどうやった、がっかりしたというようなことでは、来ていただく方に申しわけないところでございまして、きのうも出ておりましたけれども、トイレの環境についてもそうなんです、一つ、先日行ってまいりました刈谷のハイウェイオアシス。あそこの女子トイレ、自分は入ったことはありませんけれども、そこは中で着がえができる、姿見がつけてあって着がえができる。そこで、皆さん着がえて踊りに出てくると、来られるというようなことで、この踊りの町と言われる郡上市なら、それぐらいのトイレ設備をつくってもいいんじゃないかというふうなことも、感じておるところであります。

今、瓢ヶ岳の東回りによってふえたというお話がありましたけれども、今度西回りができたときに、今の瓢ヶ岳のサービスエリアで対応できるのかどうか、実際には絶対に無理だと思います。これ以上ふえると、今のあそこのスペースとしたらない、ならどうするかというふうな点にもくるんですけれども、その辺もよく考えたPRもしていかないかんし、こちら側の受け入れ体制もつくっていかねばならないと思います。

八幡町内、いつも言われることで、駐車場が不足しておると言われますが、その駐車場に関しても、年中不足しておるかという、そうじゃなくて、期間限定、盆の徹夜おどり、またゴールデンウィーク等々での駐車場不足は大きくうたわれるところではございますが、普段はどうなんやろうということを考えると、また別の面が出てくるかとは思いますが、同じ駐車場をつくるにも、どのような駐車場が必要かということも、大きな問題かとは思いますが、今いろいろとお話いただきました、やはりもう少し、受け入れ側が体制をつくるということが大きな課題ではないかというふう

に思っておりますが、その点に関してはいかかでしょうか。お伺いをしたい。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 遠藤正史君。

○商工観光部長（遠藤正史君） 今、西回りだけじゃありませんけれども、中部縦貫に関しましては、福井市、大野市、美濃市、郡上市が構成しております越前美濃街道広域観光交流推進協議会というものを設けまして、周遊コースを造成していくというか、高速道路の場合ですと、移動距離もかなり稼げるものですから、そういった意味では、日帰り旅行においても、1カ所だけというわけにはいきませんので、ある意味幾つかの沿線の自治体でモデルコースを設けて、誘客をしていくということで、取り組みをしていきたいなということで、考えておるところであります。

また、西回りにおいて、今の瓢ヶ岳パーキングエリアでは、今後どうなるかというふうなお話でございましたが、2年前にトイレに関しましては、中日本さんのほうで立派なトイレをつくっていただきましたし、今後空調のほうも、冷暖房のほうも、さらに快適性を高めていくというふうな話も聞いております。

また、当然高速道路で入ってきたときに、一番最初の中京圏からの入り口になってまいりますので、そういった視点で市内の、美並以外にも、大和そして、高鷲にございますけれども、例えば大和ですと、中部縦貫ができれば、今までは帰り、夕方の客しかなかったのが、朝から名古屋へ行かれるような方が流入するということもありますので、将来的なことも検討しながら、これからどういうふうにもってくればいいのかということは、検討していく一つの課題であるということ、認識しているということであります。

また、市内の受け入れ体制につきましては、確かに今の刈谷のお話を聞きますと、なかなか郡上市は進んでいないなということで、反省はしているところでございますけれども、宿泊施設に対しましては、民間も含めまして、施設のグレードアップのほうを図るように努力はしておりますし、またトイレにつきましても、きのうの回答のとおりでございますけれども、八幡のトイレにつきましても、順次できるところからやっていきたいということで、思っておりますし、また、街歩きのこの事業を今の補正で、お認めいただきましたけれども、観光案内とかそういったものについても、充実したり、あるいは、停電時の非常用の発電機を設置して、スマートフォン等の充電のできる施設を設けるとか、少しずつではありますけれども、受け入れ体制についても、環境を整えていきたいというふうなことを思っているところであります。

また、駐車場につきましては、大変ピーク時をとるか、平常時をとるかによって、考え方も変わってくると思いますけれども、考え方としましては、やっぱり盆のシーズンについては、まだどういったところが駐車場として利用できるかについては、ちょっといろいろと調査しながら検討をしていきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願いをいたします。

（16番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） 今、言われたように、東海北陸へは環状道路西回りから入って、本当に最初のサービスエリアが、要は瓢ヶ岳で、やはり皆さんの御利用も大きくなってくと、またそれぐらい利用されな、ねえ、せっかくつながる道路です、それぐらいの効果は願いたいところではあります、きのうも11番議員のほうから、いろいろ出ておりました、美並の大矢地区の工場用地の問題にしても、西回りがつながってくると、やはり日本の中心、東西、そして、流れとしたら、本当にいい場所であろうかというふうに思います。環状線の外ではありますが、大いにもう少しPRのほうを考えながら、売り込んでいくという必要もあるかと思えます。いろんなそんなことを考えると、まだまだこれ、どうも受け入れ体制がいま一つかなというふうなことも思えますので、この辺で市長、いかがでしょうか。せっかく道路網整備されてくる中で、まだまだこの道路を使って、観光、物流、産業等、伸びる可能性は大いにあるのかと思えますけれども、市長のお考えをお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 御指摘がありましたように、郡上市はとにかく南北軸の大動脈として、東海北陸自動車道が通っていると。そして、今お話がありましたように、西のほうからは、中部縦貫自動車道が連結をすると、あるいは、また、郡上八幡インターからは、濃飛横断自動車道が東へ行くと、そして、ジャンクションは郡上市内ではありませんが、東海環状自動車道の西回りが余り遠くない時期に、完成をしてくると、というようなことで、郡上市の立地条件は非常にこうした幹線交通網のいわば、結節点、あるいはそうしたものに近いところにあるということで、非常に将来的に、その可能性が非常に大きいものがあるというふうに思っております。

よく道路の要望等にいきますと、そのストック効果はということを言われます。単に公共事業がその地域で行われて、建設事業等の、そのとき、そのときの経済波及効果があるということだけじゃなしに、本来のインフラが整備をされ、それによって効果を引き出すということが、非常に大切だということが、今言われているわけでありまして、この道路の整備はそれぞれの道路整備の事業主体が、私ども一生懸命、要望活動としますが、やったださるわけですから、あとは、自前でそれぞれ御指摘があったようなことを自分たちで努力しながら、せっかくその整備された道路ネットワークというものを生かしていくということは、非常に大切なことだというふうに思います。

観光面でいえば、商工観光部長が申しあげましたように、これから何よりも大事なことは、情報発信、あるいは、誘客活動をさらに、例えば今までの関西圏から、さらに、中国地方、あるいは、四国地方というようなところも、視野に置きながらやっていかなきゃいけないということもありますし、何よりも大切なのは、せっかく来てくださった観光客の皆さんが来てみたら、何だと、受け入れ体制整ってないじゃないかと、案外だなど、がっかりだなどというようなことにならないように

するために、やはり、お迎えをする、いろんな形で楽しんでいただく、来てよかったなと思っていただけるような体制を、例えば、一つの例をとれば、観光のそうしたいろんなコースを、きちっと整備をするとかですね、というようなこと。あるいは、素通り、あるいは立ち寄りというようなことだけにならないように宿泊機能等も充実をするとか、いろんな形で、まだまだ努力する必要があるかというふうに思っております。

企業誘致等についても、これからさらに、いろんな需要が出てくるだろうというふうに思っております。昨日、議論になりました大矢の工業団地等については、いろいろ議論ありますけれども、私どもも、できるだけ早く、そうした幹線交通網のネットワーク効果というようなものも、十分生かして、訴求をしながら、誘致に努めたいというふうに思っておる次第であります。

また、美並におきましては、今の大矢の工業団地だけじゃなしに、もう一つ新しい工業団地の造成ということも、今計画をしてるわけですので、そういう意味でも、受け入れ体制をしっかりと整備をしていきたいというふうに思っておるところであります。

いずれにしましても、やらなければならないことは、いっぱいあるというふうに思っておりますので、一つ一つ着実に、そうしたものを進めてまいりたいというふうに思います。

(16番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 渡辺友三君。

○16番(渡辺友三君) ありがとうございます。質問を終わりますけれども、やはり、東海北陸自動車道を中心として、この道路網の整備、北部ではひるがのを中心とし、北部からの入り口とし、南部は美並のサービスエリアを入り口とし、そこを目的としてお客さんが来るようなサービスエリアづくりも、これからは大いに必要になってくるのではないかなということも考えております。どうか今後におきましても、より一層の郡上市発展のために、御尽力いただきますよう、また我々も同じように努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いを申し上げながら、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(兼山悌孝君) 以上で、渡辺友三君の質問を終了いたします。

◇ 美谷添 生 君

○議長(兼山悌孝君) 続きまして、18番 美谷添生君の質問を許可いたします。

18番 美谷添生君。

○18番(美谷添 生君) それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。今回の質問は、土地所有という点、1点であります。

昨日、15番議員の質問にもありましたので、重複するところがあるかとは思いますが、通告に従いまして質問をいたしますので、よろしく願いをいたします。

初めに農地の売買についてであります。郡上市の農地取得資格と県内の状況はどうなっているのかという点が1点であります。

現在、市における農地を取得する際の面積要件はどうなっているのか、また市内で空き家がかなり多くなってきておりますが、この空き家とセットにした農地取得に対する面積要件の緩和はできないか、こういうことについて、まず、お伺いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 美谷添生君の質問に答弁を求めます。

農林水産部長 五味川康浩君。

○農林水産部長（五味川康浩君） それでは、昨日の御質問と一部かぶる回答になるかと思いますが、よろしくお願いいいたします。

まずは、郡上市における農地を取得する際の下限面積はということで、昨日もお話をしましたが、現在、郡上市につきましては、法で都道府県単位は50アールになっていますが、農業委員会で、その下限面積を引き下げて、現在は30アールになっております。

この際、昨日、少し説明不足がありましたので、農地を取得するということは、これは所有だけではなくて貸し借りを含むということが1点となります。

また、相続をされる際には、この制限は受けないということが、もう一つ付け加えをさせていただければと思います。

いわゆる、そういった要件の中で30アールが一つの要件となっておりますが、例外的には、例えば、新規就農を目指す方で施設園芸をされるようなケース、いわゆる30アールまでなくても十分農業経営として成り立つようなケースは、30アールを満たさないところでも、農地取得については認められるケースがありますし、また、その農地のほうが、例えば、山あいの隘路で隣接する所有者しか取得できないようなケース、これも例外的に30アールを満たさないケースでも取得ができるというふうになります。

30アールにつきましては、新たに取得ということですので、全く農地をお持ちでない、借りられていないという方は、新たに取得される農地が所有もしくは、貸し借りで30アールが必要ということになりますし、既に農地を10アールお持ちの方は、新たに取得しようとする農地が20アール以上あれば足して30アールになりますので、そういった条件の中で、下限面積をしながら農業委員会で審議を諮っているところであります。

もう1点、空き家とセットということの中で、これも繰り返しになりますが、法的には一律都道府県で50アール、特例要件として、施行規則第17条の第1項の中で、農業委員会が別段の面積を下げて30アールがあると。

さらに今回、規制緩和の中で、17条の第2項として、空き家とセットにした農地取得については、さらに別段の面積を引き下げて、取得面積の緩和が行われるという形のものになっております。

こちらにつきましては、岐阜県内で、ことしの4月現在で13市町、多治見、中津川、瑞浪、恵那、美濃加茂、山県、飛騨、神戸町、坂祝、川辺、八百津、白川町、東白川村、こちらのほうが既にこの面積の緩和を行っているという状況になっております。

で、状況について、一例を申し上げますと、例えば白川町は、一番最初に、この面積緩和に取り組みられております。白川町の場合は、通常は別段の面積が20アールと下限を設けておりますが、空き家バンクとセットの場合は、1アールからでもよろしいという形になっております。

こちらは空き家バンクで登録されている件数が40件ほどあって、うち、農地とセットで登録されているのが10件あります。こういったことを行ってきた中で、これまでに2件ほど、いわゆる3条で農地面積の緩和によって農地を取得された例があるということです。

こういった例につきましては、やはり、農地をできるだけ利用していただきたい観点と、もう一つは各自治体においては、移住者を促進するという観点の中で、空き家でいわゆる出物というか、そういうものがあるが御要望の中では、どうせなら農地も少し活用したいと。

特に多いのは、退職後の定年帰農者というケースがありますが、そういったニーズを高める上でも、空き家とセットでの農地要件の緩和ということが現在取り組まれております。

ただ、御留意いただきたいのは、要件の緩和であって、例えば、あくまで土地取引での優遇措置ではありませんので、空き家とセットで面積が緩和されたとしても、あくまで農地がしっかり農地として利用できる、いわゆる荒れ果てた状態の中での登録ではなくて、しっかり空き家と耕作されるような体制で農地を管理していただいて、登録をしていただく必要があるということで、よろしくお願いをいたします。

(18番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 美谷添生君。

○18番(美谷添生君) ただいま農地の取得、下限の面積の緩和ということについて、るる説明がございました中で、空き家に附帯する農地の面積の緩和については、移住定住の促進であるとか、空き家の解消などにも非常に効果が期待できるという観点から、農業委員会でも別段に面積設定について、検討をしていくというようなことのようにお聞きをいたしました。

また、先般あるテレビで移住希望を取り上げたような番組で紹介されておりましたが、移住先として我が郡上市は、全国的にも注目をされているというような気がいたしました。

そして、いよいよ我が郡上市も全国区に近づいたかなということで、大変うれしく思ったところではありますが、そこで空き家に附帯する農地の下限面積の緩和、あるいはまた、これは空き家になる前の家ですが、両親も亡くなって自分も生活の主な拠点が別のところにあるということで、空き家になってしまいそうな土地を、宅地、農地等を一括してそういう移住希望の人に渡したいというようなときにも、これ、先ほどは空き家バンクということが条件のようでしたけども、そこら辺の

ところを、バンクに登録というよりも、こういうふうなことで、今、売却をしていかなければ、していききたいというような相談に乗っていただけるのかどうかというようなことについて、再度お伺いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 農林水産部長 五味川康浩君。

○農林水産部長（五味川康浩君） それでは、今のお話の中は、空き家バンク以外に、例えば、農地をもう管理がしていけないと、そういったことについてどうかということの相談の御質問だったと思いますが、こちらにつきましては、郡上市においては、もう既に先行して24年度から農地に限りですが、貸し付け等の希望農地の登録制度を始めております。

これは農事改良組合長会を通じて、全農家に調査票をお配りして、例えば、自分の持っている農地を貸したいのか売りたいのか、そういった御要望を出していただいて登録をし、こちらの市のほうとしましては、その登録農地を今度は、例えば、新規就農で来られた方で農地が借りたいとか、もしくは担い手農家の方で経営規模を拡大したいとか、そういったケースの方に御紹介、おつなぎをさせていただいております。

これはちょっとデータ古いですが、29年8月現在で431筆38.6ヘクタールの農地が現在登録をされておりますし、これ以前に登録をされて既に担い手への引き渡しを行ったものとか、新規就農者に貸し付けさせていただいた事例がございます。

ただし、これにつきましては、要件緩和の中では空き家バンクとセットで登録した農地については、面積要件の緩和は可能ですが、単純に農地、この貸し付け制度で登録されておったとしても要件としての緩和ということにはならないと。

例外的に所有ではなくて、農地を貸し付けるということに限定をさせていただくのであれば、現在、農地法とは別に経営基盤強化促進法という、いわゆる新規就農者であったり、担い手に対して農地の貸し付けを行う制度が、従来からもありましたし強化をされております。

これは都道府県に一つあります農地中間管理機構を通じて、農地の貸し借りを行えば、これは面積の下限はないと、いわゆる一筆だけでも貸し付けは可能という形の中で緩和をされておりますので、そういったところを複合的に活用しながら所有者の方のニーズと使われたい方のニーズをマッチングするよう、取り組まさせていただいておりますし、今後も進めていきたいというふうに思っております。

（18番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 美谷添生君。

○18番（美谷添生君） ありがとうございます。

農地の取得については、今、現在、農地を所有している人も計画的にいつというようなことでなしに、やっぱり自分とこの家の状況によって、土地を売買しなきゃならんというような状況もある

うかと思しますので、ケース、ケースで住民のニーズに応じた対応が必要ではないかというふうに思しますので、また、この件につきましては御検討を賜りたいというふうに思います。

次に、自治会で農地の所有できないかということでもありますけども、自治会で農業をするというわけにはいかんかもしれませんけれども、今ほどお話をしましたが、農地要件に合うと、農地を取得する要件に合うということで、市外の人に所有が移ると。

その人がそこへ来て住んでいただいて、その住民となっただけで、別に何の問題もないわけですけども、まあ、そうでないことも想定ができますので、自治会で一括管理をしていくというのも一つの手ではないかなということを考えるわけですが、自治会での農地取得について可能であるか、また、あるとすればどんな問題点があるかということについてお伺いをいたしたいと思します。

○議長（兼山悌孝君） 農林水産部長 五味川康浩君。

○農林水産部長（五味川康浩君） それでは、自治会の農地所有という御質問ですが、農地所有ができるか否かについては、端的に自治会は任意組織であります、いわゆる認可地縁団体という形で人格を持てば、いわゆる普通の個人と同様に3条申請を行って農地を取得できる可能性はあります。

ただし、これは通常の個人と同様に3条として、いわゆる農地を的確に管理されるかといったことがしっかり確認をさせていただく必要があると。

例えば、3条申請の中では、管理者が誰か、自治会というおおまかな話ではなくて、しっかり責任を持って、この方が担当でやられるケースであったり、あくまで農業経営ということですので、作付、作物を何をつくっていくかと、そういったことを審議していくことになるということです。

ですので、全国的にそういったケースはありますが、なかなか道としてはできておりますが、自治会所有での農地保有というのは、なかなか困難な点があるということです。

類似の例で、よく郡上市の中でも、将来的に、例えば、公民館の跡地として使いたいとか、そういったところでの御相談もあった事例はありますが、そういったケースは、むしろ、具体的に公民館の計画が出てきた時点で、3条ではなくて5条で御申請をしていただくと、そういう形の指導をさせていただいております。

これは法的なお話ですが、御質問の中で心情的に地域の農地が荒れないように、自治会として取り組みたいということが大きな観点かと思しますので、所有までには至りませんが、自治会で管理できる体制として、現在、市で取り組んでおるのは、中山間直接支払制度、もしくは多面的機能支払制度という、こういう制度の中で不在地主の方の御同意をいただきながら、それを地域として管理をしていくと、そういった管理については、制度に従って交付金をお渡しし、管理経費も満たしていくというやり方が1点でありますし、もう1点は、自治会ではなくて、集落営農という組織化をして、いわゆる地域の中で、農地を作付をして管理をしていくというやり方の手法をとってお

りますので、こちらにつきましては、やはり農地は使っていただいて生産基盤でありますので、使っていただいて初めて価値がある。

都市部と比べて農村部の利点は、農地があることです。私はそう思っておりますので、できるだけ活用していただく形の中で、そういった制度を御活用いただければというふうに思っております。

(18番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 美谷添生君。

○18番(美谷添生君) ありがとうございます。

今、農地の所有者の了解を得て、いわゆる自治会や、あるいは営農団体に管理をしていくということについての道があるという話でしたけども、やはり、土地というのはある程度、貸し借りということについては、あんまり今までなじまない、所有してそれを活用といいますか支配していくということが、やはり一般的に、そうすればやっぱり責任持つてできるけども、そうでない土地については、やっぱり、ちょっとおろそかになるのではないかなということがありますので、まあ自治会というのはちょっとなかなか難しいかもしれませんが、周囲の景観やたたずまいを守っていくには、やっぱり何かの方策を考えていかないと、いわゆる平場のいいところに住んでいる人はいいかもしれませんが、順番にクロ端から、そういうところがなくなっていくという可能性が出てきますので、そこら辺のどこを今後やっぱり検討していく必要があるなということを思います。

そこで、次の質問に移りますが、次に耕作放棄地の問題であります。

これはまさにクロ端のどこから順番に広まっていくというような形で、今後、僕は、大きな問題になるんでないかということで、今のうちに対策を進めていく必要があるということから質問をさせていただきます。と思っております。

このごろ、市内で耕作されていない土地、いわゆる耕作放棄地がかなり見受けられます。そこで、市内にどのくらいあるのか、各地域別にお示しをいただきたい、いうふうに思います。

また、耕作放棄地の所有者にはどのような対応をしてみえるのか、そして、農地の保全活用が難しいと思われるが、今後、土地利用についてどのように取り組んでいくのか、対策についてお伺いをいたします。

○議長(兼山悌孝君) 農林水産部長 五味川康浩君。

○農林水産部長(五味川康浩君) それでは、何点かに分けてお答えをさせていただきます。

まず、耕作放棄地がどれくらいあるのかということの御質問ですが、こちらにつきましては、農業委員会が毎年法的業務として農地パトロールを実施しております。

その中で、いわゆる遊休農地というのをリストアップして、その数値を把握しております。

こちらにつきましては、遊休農地というのが法的な定義として、過去1年以上耕作されておらず、

かつ今後も耕作される見込みのない農地、または、栽培は行われておりますが、周辺と比べて利用の程度や管理が著しく劣っている農地という定義づけで行っております。

今年度の農地パトロールにおきまして、遊休農地と判定された農地は、市全体で103筆5万4,567平米であります。地域ごとで言いますと、八幡地域が9,862平米、大和が7,366平米、白鳥が2万2,924平米、高鷲が5,898平米、美並が905平米、明宝が4,930平米、和良が2,682平米となっております。

ちなみに昨年度と比較しますと3筆5,477平米が、耕作というよりは農地転用という形の中で、その面積は減っております。

その後の指導体制になりますが、これは以前、29年の9月議会で原議員からも課税強化の一般質問のときにもお答えをさせていただきましたが、農地パトロールにおいて、遊休農地と判断されたものについては、そのまま放置をされていくと、いわゆる課税強化の中で、税率が控除の部分で優遇措置が免除されて現実より1.8倍に上がるということです。

まずは、遊休農地でパトロールで判定された所有者に対しては、利用意向調査をさせていただきます。

中身的には、このままきちんとみずから耕作をされるのか、それとも自分は耕作できないので、都道府県にあります農地中間管理機構へ貸し付けてもいいよと思われるのか、それとも第3の方法として、農地中間管理機構は使わないけれども誰かに貸したいというような意向の調査をさせていただきます。

その意向に基づいて、例えば農地中間管理機構に貸し付けたいというケースは、市でまとめて農地中間管理機構に紹介をさせていただくと、その上で農地中間管理機構がこの土地は引き受けてもいいというところであれば、管理機構が引き受け管理機構で掌握している地域の担い手にマッチングをして、貸し付けをするということになりますし、課税強化の面で言いますと管理機構に貸し出す意思をして、管理機構がやはりこれは引き受けても借り手がないと判断された農地については、課税強化はなされないということになりますので、農地指導としては、まずきちんと現状を把握し、貸せるものはどんどん貸し付けを行っていくように進めておると、こういうことでございます。

一応、一番大切なことは、そういったことで道はいろいろありますが、こういった対策を総合的にやるかということが一番肝要かと思えます。

今、農業委員会、農務としては大まかに6つの方策として、土地利用、耕作放棄地をなくすように進めていくかという方向性を持っています。

一つは、やはり農地所有者の意識づけということです。

これは繰り返しになりますが、平成21年に農地法が改正をされて、農地法の2条第2項において、所有者は適正な管理をする義務が発生しているということ、これが1点。

あとは大きな改正の中では、農地は所有でなくてできるだけ利用を促進してくださいということが出ております。

そのために26年には、貸し付け機関として農地中間管理機構ができましたし、もう一個の課税強化というのが税制改革で行われたということがございますので、これは毎年、市の広報の中で、こういった現状については、お話し御紹介をさせていただいておりますが、これも引き続き行ってきたいと思います。

もう一点は、何よりも生産振興、販売体制の強化ということです。

農地を使っただく中で農地に作付をしていただきたい、つくったものは売れていくようにしていきたいということでもありますので、これは国の経営所得安定対策で、そういった作付に対する支援のほか、市単の事業として、例えば新規作付を行った場合に1年目に限り作付支援を行ったり、また、販売等に取り組む生産団体に対しては団体育成の支援を行ったり、また、大きくは地場産拡販奨励事業という中で農地の作付の栽培指導であったり、小規模ハウスの支援、または販売の拠点となる朝市直売所への直接支援によって売れる場づくりをするということを進めさせていただいております。

ちなみに、朝市直売所は昨年度の売り上げが3億1,700万という形の中で、大きな拠点になっておりますので、ぜひ皆さん、作付をして出荷をしていただけるとありがたい、こういうふうに思います。

続いて、3点目は先ほど申したとおり、しっかりとした指導体制ということが必要になりますので、繰り返しになりますが、農業委員会としての農地パトロールであり、また農業委員体制も29年の3月から農業委員19名プラス農地利用最適化推進員19名という形の38名体制で、しっかり農地をパトロールし、農地所有者に対して指導を行っていくという体制を確保しておりますし、4番目としては、努力をするけれどもやっぱり高齢によってできない、自分でつukれないというケースについては、貸し付け斡旋システムとして、市独自の登録制度で登録する方法と国制度でのいわゆる農地中間管理機構を通じた貸し付けということになります。

あとは、5番目として地域の中で、それでは農地を借り受けていただく方をやっぱり育成、確保、支援するということがもう一点は必要になります。

ですので、借り手として新規就農者の育成であったり、また、認定農業者の育成ということで必要な機械導入であったり、また給付金の交付とかいう形のことを進めさせていただいております。

新規就農者については、国の人材育成事業の中で24年から30年にわたって、約15名の方が新規就農をしていただいとりますし、いわゆる、その前段階でトマトの学校を初めとする準備方で既に8名の方と、個別農家の方の研修を受ける新規就農サポート事業で6名という方が来られておりますし、蛇足ですが、そういった方の大半は、移住者の方が非常に多いということで、農地を守ると

ともに人が守られるという地域の活性化にも貢献はさせていただいておるかなと思います。

あと最後は、これは何よりも最初の御質疑に合うかと思いますが地域ぐるみでの農地管理ということが必要かと思います。

ですので、地域で農地を守っていくために集落営農という組織をつくっていただいて、作付をして守っていただくことは一つ進めておりますので、現在、郡上市内では、法人化された集落営農組織が7団体、任意組織が8団体ということがありますので、こちらについては引き続き、育成に必要な機械導入等支援をしたいと思っておりますし、これも繰り返しになりますが、保全管理の方式では中山間、多面的というのを、それぞれ積極的に取り組んでおります。

中山間は、今年度が最終年度になりますけど、現在170協定で、そして1,207.6ヘクタールの農地がこの中山間地域に協定に参加され、守られておることになりますし、こちらの面積は農振農用地の約45.4%を占めております。

もう一方の多面的機能支払につきましては、昨年度、第1期が終わり、現在、第2期に進めておるところですけど、こちらは117組織、面積が1,537.9ヘクタールということで農振農用地の57.8%を占めておる。

こういった状況ですので、あらゆる形の中で複合的に農地を守る政策を進めていければというふうに思っておりますのでよろしく申し上げます。

(18番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 美谷添生君。

○18番(美谷添生君) ありがとうございます。詳細にわたりまして御回答をいただきました。

そこで、今、説明ありましたように5ヘクタールの耕作放棄地があるということが、私の思いでは重大であるというふうに思います。

農業委員会でも農地利用最適化の推進として、農地の利用の集約化、集積化を進めていくというように思いがあるようではありますが、集積化を進めて大規模経営を目指すというようなことも、強い農業ということで必要かもしれませんが、それよりも何よりも農地を荒らさないよう効果的に利用していくほうが、最も重要であるというふうに思います。

郡上市のような中山間地、特に、山に近いところでは、小面積の耕作地が点在をしておるという中で、大規模の経営より、むしろ、小農化を進めていく必要があるのではないかとこのように思っております。

少人数で農地を使っていくのか、それとも大勢の人数で農地を利用していくのかという点であろうかと思っておりますけれども、やはり、土地の利用形態が地域の活力とか活性化ふるさとの風景と、こんなものをこれからもずっと続けていくには、やっぱり農業者、農業でありますけれども昔なりの百姓という形の人たちが、そこに住んで、そして、地域の環境整備、今で言う井普請をやるとか、

草刈りをやるとか清掃を行っていくというのが、やっぱり地域のコミュニティをつくるのに大変大事だというふうに思いますが、この点について市長の御見解をお聞かせいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思ひますが、私も美谷添議員と同じような感じ、考え方を持っています。郡上市におきましては、地形的にもそもそも農地を、単位を、まあやれるところはまた機械の導入とかいろんなことで必要があるかと思ひますけれども、地形的にも非常に難しいところもございます。

そうしたところの農地の維持というのは非常に難しいわけであり思ひますが、やはり地域に住んでいる人たちが可能な限り、そうした農地を守っていくということは必要かというふうに思ひます。

いろいろ御指摘をいただきました。特に、農地法にからんだ行政につきましては、行政委員会である農業委員会の所管でございますので、私としては、できるだけ御質問の趣旨にあるように弾力的に運営ができるようお願いをしていきたいと思ひしておりますし、また、その他のいろんなことにつきましては農林水産部長が答弁をいたしましたように、市の農業施策というものと絡めて、できる限り郡上市内の農地、それも私どもも見ておりますし、私自身も自分の農地の、このお盆休みは草刈りに明け暮れたということがございました。

それは、主として山の側の小さな田んぼ等に草がいっぱい生えて、刈払機で草刈りをするというようにしたことだったんですけど、なかなか大変だなあと実感しながらですが、そうしたこれまで先祖がこの何と言ひますか、ほんのちょっとでもスペースがあれば田んぼや畑をつくってきたというものを、全てを守るというのは難しいかもしれませんが、非常に地形的にも平らなところにやはり耕作放棄地というような形で点在をしているというところもござ思ひますので、できる得る限り、やはり優良農地というものを優先して、そうした農地を農地として農業のための土地として活用できるような努力を私たちもしてまいりたいと、そのことが先ほど来、御指摘になっております、例えば、郡上らしい農山村の景観を守るということのためにも非常に重要なことだというふうに考えております。

（18番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 美谷添生君。

○18番（美谷添生君） どうもありがとうございました。

市長さんも同じような気持ちでみえるということで、大変、力強く思ひます。私も少しばかりの田んぼもつくっておりますし、また、私は魚の養殖ということで、うちで食べてもいただいておりますので、いろんな人が来ていただけますが、「本当に、ええとこや」と言ひてくださいます。

その「ええとこ」というのはどういうことかということ、やっぱり昔のたたずまいがあるということではないかというふうに思いますので、これはやっぱり、大勢の人で取り組む適正な利用をしていっておる状態があるということが、そういうことを、よそから来た人に言わせるんだというふうに思います。

今後とも守りながら景観を整えていきたいと思いますので、御指導をいただければと思います。

ありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、美谷添生君の質問を終了いたします。

それではここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分とします。

(午前10時50分)

○議長（兼山悌孝君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時09分)

◇ 田 中 康 久 君

○議長（兼山悌孝君） 6番 田中康久君の質問を許可いたします。

6番 田中康久君。

○6番（田中康久君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

大きく3点について、今回、質問をしたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

1問目は、インフラ整備、具体的には橋梁について質問をいたします。現在、和合橋や中元橋が老朽化しており、かつ、道幅も狭く、また位置的にも国道への安全なアクセス道となっていない状況があるため、多くの要望、御意見が寄せられています。特に中元橋は、すれ違いが困難であると同時に、国道へのアクセスもちょうど国道がカーブした位置にあり、冬期は路面の凍結もあって事故が多い箇所だと感じています。

市としても問題意識を持ち、調査を行っておられ、平成30年度予算においても、和合橋・相生鈴原間における橋梁計画について検討されたところでございます。

大和町河辺の和合橋から八幡町の鈴原間には、北から和合橋、西川橋、中元橋、報徳橋、勝更大橋、稲成橋といった橋が国道と県道をつないでいますが、市としては既存の橋梁を拡張するのか、もしくは新たに橋梁を建設するのか、計画があるのか、こういった選択肢を検討し、どのような結論を下されるのか、また今後どのように進めていくのかを建設部長にお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 田中康久君の質問に答弁を求めます。

建設部長 尾藤康春君。

○建設部長（尾藤康春君） それでは、田中議員の御質問にお答えいたします。

平成30年度から、議員言われましたように和合橋から鈴原間において、市道の橋梁の架け替えも含めました調査業務をやっております。和合橋から鈴原間、北のほうからですけれども、和合橋、中元橋、報徳橋、勝更大橋、稲成橋、この5つの橋が長良川にかかっております。昨年度の委託業務におきましては、この当該この地区の中でその地域の特性であったり、自然環境、防災関連、交通量の概要の把握、また、長良川の現状把握としまして、河川断面であったり、長良川の浸水区域、そうしたものも調査をいたしております。既設の橋梁の諸元の調査、また道路計画、そうした現状の把握を昨年度は行ったところでございます。

今年度、令和元年度におきましては、この区間の橋梁の検討業務を現在発注しておるところでございます。調査業務を委託しておるところでございます。今回は昨年資料をもとに既設の橋梁の架け替えを行うのか、また、新規にまた別の場所に統合するような形で架けるのか、それから、現状の橋梁を長寿命化するために耐震補強をして活用をしていく、そうした幾つかの選択肢が出てくるかと思っております。そうしたものを具体的にある程度方向づけをしていきたいというふうに思っております。また、その方向づけ、それぞれの具体的な計画については現在まだ検討中というか調査中でもございますので、年度末をめどにそうした結論を出していきたいというふうに考えておりますのでよろしく申し上げます。

（6番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 田中康久君。

○6番（田中康久君） 年度末の3月までには、いろんな検討結果が提示していただけるということですので、また、我々も意見をしながら、また、市民の皆さんの中でもいろんな御意見があると思っておりますので、いろんな意見を聞きながら最良の結果にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

続きまして、2問目の介護についてお伺いをしたいというふうに思います。

介護について、事業者の方や介護士さん、そして介護士さんとの対比という意味で看護師さんにも御意見を伺いました。また、施設利用者の御家族の方からも伺った御意見を参考に質問させていただきますのでよろしくお願いをいたします。

まず、介護士不足が全国的な課題となっています。市としての実態と市民に与える影響についてどのように分析されているかを、健康福祉部長にまずお尋ねしたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） それでは、介護職の不足につきましては、今、議員が御指摘され

たとおり、郡上市に限らず全国的な問題になっております。慢性的な介護職員の不足が続いている状態でございます。

市が介護サービス事業者に対しまして、独自にアンケート調査を行いました。その結果によりますと、不足している介護職員の人数ですが、市全体で45人という数が出ております。これは、平成31年の3月1日現在のアンケートの結果となっております。特に、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホームなどの入所施設において、人材の確保に苦慮している傾向にあります。

介護職員の不足によります市民への影響としましては、一部の入所施設で定員いっぱいまでの受け入れができない状況が続いているところがあります。ただし、ことしに入りましてから認知症のグループホームが新たに2カ所開設いたしました。順調に稼働していますことから、現時点では、市全体としてはさきに申し上げた一部の施設の入所制限に対する影響が緩和できているのではないかとこのように考えております。

介護職員の確保対策の新たな動きですが、ちょうど10月から介護職員特定処遇改善加算というのが算定できるようになります。これは、一定のキャリアを積んだ職員を対象としまして、さらに賃金水準を上げていくために介護報酬を割り増しするものでございます。できる限り多くの事業所でこういう制度を活用していただけるよう働きかけていきたいというふうに思っております。

市の施策としましては、今年度から介護職員の初任者研修受講の費用ですが、補助率を2分の1から10分の10に引き上げました。また、郡上北高の普通科で、介護職員の初任者研修の課程を来年度から始めるように計画しております。これにつきましては、白鳥病院が研修を実施する機関と予定しておりますので、準備を進めているところでございます。こうした人材確保対策は、長期的な視点を持って職業としての介護に魅力を感じられる、そうした環境づくりを地道に推進する取り組みが重要だというふうに考えています。

介護職員の賃金水準や社会的地位の向上に関しましては、さきに述べました国策に期待するところではございますが、介護職員を目指す人をふやすために、啓発や人材育成など市としてできることは積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

(6番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田中康久君。

○6番(田中康久君) 介護士さんのお仕事、大変なお仕事だと思いますし、その御苦労とかに合った対価が支払われる、また、その技術やキャリアに合った対価が支払われることは、当然のことだというふうに思いますし、私も国策に期待をしたいと思います。

公益財団法人の社会福祉振興センターの調査結果によりますと、介護士さんが離職される原因の3位がまさに今お話があった収入面というふうにされております。2位は職場の人間関係であります。1位が働いている施設との介護への考え方や理念と相違というものがデータとして出ておりま

す。

私は、これを見たときに感じたのはですね、言うなれば、職業としての介護士の矜持が感じられる結果だったんじゃないかなあということを感じました。介護士さんは、利用者さんのためにこんな介護をしていきたいという理想を持って仕事をされている中で、なかなかそれができていないという実態がこのデータから浮かび上がってくるんじゃないかというふうに思います。私は、それは個々の事業所の問題ではなくて、現行の制度はそういった介護士さんの思いに込め得る制度となっていないことが原因にあるというふうに思っています。つまり、介護は医療と違って改善を目的として制度設計がされていないため、利用者の要介護度が下がると、つまり、より元気になると介護事業所へ払われるお金が減少するというようになっております。

例えば、月4回デイサービスを利用される方が、要介護3から要介護2に変更になった場合、事業所は1カ月で5,520円の収入減となり、年間で6万6,240円の減少となります。また、要介護1の利用者が要支援1になった場合は、1カ月で1万4,290円の減少、年間で17万9,040円の減少となるのが現行の制度であります。

ゆえに、郡上市ではないというふうに信じたいですが、論理的にはいわゆる介護漬けにして利用者が自分でできることをなるべくさせないようにするほうが、純粋に経営面から見れば得というのが現行の制度の実態であります。

まあ、いろんなお話、また、報道等を見ていると非常にづらい部分もございますし、私は人間の尊厳にかかわってくる大切な問題ではないかというふうに思います。元気に暮らしたいという利用者や御家族の思い、元気になってほしいという介護士や事業者の思いと制度に矛盾が生じていると言えます。元気に自立して過ごしたいというのは、当然の願いでありまして、市民皆さんの願いだと思います。

そこで、市としてはこの矛盾をまずどう考えておられるのか、健康福祉部長に御見解をお尋ねいたします。

○議長（兼山悌孝君） 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） 今、議員がおっしゃられたとおりなんです、現行の介護保険制度は、介護度が重くなるほど報酬が上がる形であります。介護のサービス事業所としては、要介護度を、改善を目指す動機づけが大変弱いものというふうに考えております。利用者にとってのメリットや介護給付費の抑制をすると、そういうことを考えますとこの矛盾を解消し重症化を予防する、いわゆる、介護度を改善するというための動機づけが、何らかの手だてが必要だというふうに考えております。

（6番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 田中康久君。

○6番（田中康久君） ありがとうございます。

そういった矛盾に対して、今、健康福祉部長も何らかの手だてが必要だというふうな答弁をいただきましたけれども、その矛盾を解決しようと積極的に取り組んでいる自治体も出始めております。

いわゆる成功報酬制度というもので、今、お話がありましたが、要介護度を下げればそれだけ事業所に収入が入るという制度であります。

例えば、品川区では、要介護度を1下げると月に2万円の奨励金が出されているという、奨励金を出すという施策を実施したところ、2015年度では98名の要介護度が下がり、さらに介護給付金もそれ以前よりも減少したということが言われております。

今後、本市でも75歳以上人口が増加をいたします。介護認定を受ける方々が増加することが、予想される中で成功報酬制度についてどのように考えられるか、また、導入するお考えがあるか、お尋ねしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） 成功報酬制度についてということで、要介護度を改善することにつきましては、手だての一例をまず挙げますが、平成30年度の介護報酬の改定におきまして、通所介護、デイサービスですが、ADL維持等加算というものが新設されました。ADLというのは、日常生活動作の維持といったところになります。これは、サービスの利用者のその日常生活動作の維持、または、改善の状況を6カ月で評価しまして、成果に基づいて介護報酬が上乘せされるという仕組みであります。いわゆる成功報酬制度であるというふうに捉えています。ただし、この制度で得られる加算額というのはかなり限られたものでございます。これだけでは、事業所として要介護度の改善に積極的に取り組む動機としては大変弱いものだと考えております。

一方、そもそも重症化予防、要介護度の改善といったものについては、市の中では第7期介護保険事業計画において新しく位置づけております。市としても、事業所としても、現時点で具体的な介護度を下げるといったような改善方法について、十分なノウハウが得られていないような状況にあります。したがって、まずは、介護度の改善に効果のあった優良事例を掘り起こして、市内の事業所と共有しまして、取り組みを検討して進めていきたいというふうに考えております。

（6番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 田中康久君。

○6番（田中康久君） 今、部長おっしゃいましたけども、このADL維持等加算に関しましては非常にインセンティブの面で低い部分がありまして、私が把握している中では、市内では2つの事業所でしかこれ取ってみえないということがあります。

介護サービスの質に着目した施策を展開するということは、事業所にとっても、また、介護士さんにとっても、また何より利用者さんにとって一番大切なことなんじゃないかというふうに思いま

す。部長のお話では、まずはそういった、こういった手段が一番そういった部分を高めていけるかという部分の検討・研究を行うということですが、それを検討・研究されて市として何らかの報酬・報酬を事業所等にインセンティブを付与されるお考えがあるのかどうかを、いま一度、確かめたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（兼山悌孝君） 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） えっと、あ、済みません。

○議長（兼山悌孝君） では、市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えしたいと思いますが、今、健康福祉部長が、先ほど答弁した、現在ある制度は非常にインセンティブになる報酬といいますが、それが非常に低いということでもありますので、なかなかそういう要因にならないんじゃないかという御指摘だろうと思います。

国としてもこういうものを一つの試金石として生み出しながら、また、今後どういうふうに変化していくかということもわからない、小さく産んで大きく育てるというようなこともあろうかと思ひますので、そういうものも見ていきたいと思ひますし、また、先ほど御紹介のありました品川区ですか、そういったところの状況もよく勉強してみたいというふうに思ひます。

で、何よりも、しかし、先ほど健康福祉部長が申しあげましたように、なかなか入所者とかデイサービスに通って来られる方のその介護度の改善ということが、一人一人様子が違うので、これをどうやったら、その改善することができるかということのノウハウそのものがなかなか確立していないという、まず、制度の問題以前の問題もあるというふうに認識をしているということを答弁したわけでございますが、そのことがわからないとなかなか実際に制度はつくっても、やはり実際としてはそういう介護度等の改善がなかなか見られないということもありますので、両方よく検討をしてまいりたいというふうに考えております。

（6 番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 田中康久君。

○6 番（田中康久君） 確かに、改善されやすい状況とか、改善されやすい方とか、いろいろあると思ひますので、まずそのプロセスというものをしっかりとつくっていただいて、さらにインセンティブを与えるような仕組みをつくっていただければというふうに思ひますのでよろしくお願ひいたします。

また、国のほうの今回の制度改正、10月からの制度改正も非常に期待しているんですけども、報酬面の話ですが、先ほど部長さんの答弁があったように、今、不足しているようなところというのは、基本的に恐らく夜勤が勤めがあるようなところがありまして、その部分に対しては、多分全体としての報酬が上がったとしても、そういった部分、そういった事業所に介護士さんが応募してくださるとはなかなか限らないというのは予測がされるわけですけども、それに対しては、例えば

飛驒市さんなどは夜勤手当をかなりつけて、そういった部分の介護士さんを確保していくような対策もされておりますので、いろんな意味で介護士さんの処遇改善に努めていただきたいと思いますし、何よりも市民の皆さん、また、利用者の皆さんの尊厳につながっていくような仕組みを市としても応援していただきたいと思いますので、よろしくお願いいしいしたいと思います。

続きまして、今まで質問をいたしまして、検討中であるという答弁があったものについて質問をしたいというふうに思います。

まず、昨年3月に提案をいたしました認知症の事故賠償救済制度について質問をいたしたいと思います。

認知症の方が、第三者や物に損害を与えた場合の事故賠償についての保険制度は、前回質問した後に、高山市、本巣市と県内でも取り組む自治体が出てきております。

以前にも御紹介いたしました、これは認知症の方が、事故や火災、傷害などを引き起こした場合に御家族が監督義務違反を負い莫大な損害賠償請求を受ける可能性があることから、主として保険に入ることで、損害賠償額を支払うというものでございます。これは、認知症の方、また、その御家族だけでなく、被害者の救済も意味しております。市民誰もが当事者となる可能性もあり、まさに、みんなでみんなを支えるといった制度であるというふうに思います。

そこで、1年間、半年以上検討された結果、認知症事故賠償救済制度を来年度取り組むか、取り組まれないか、市長の御見解をお尋ねいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたします。

今、お話がありましたように、この認知症の方が外出をされたりして、何らかの原因で第三者に損害を及ぼしたというようなことがあった場合にどうするかという問題でございます。

これは、この前、御質問をいただいたときにもいろいろお話がございましたが、典型的な例は、お隣の愛知県大府市で認知症の方が家族が知らないうちにといますか、外出をされて、鉄道の事故といますか、そういう止まってしまったというようなことで巨額の賠償を、御家族に看護責任があるという形で求められたものというようなことも一つの大きなきっかけになったというふうに思います。

で、こういったことを救済するために、これは確かにその認知症の御本人、あるいは、それを介護・看護する責任のある方々、要するに、もし何かあったときの賠償責任を求められる側と、それからもう一つは、もしそうしたことについて責任能力がなくて問えないということになっていきますと、今度は、被害に遭った方が何の補償もないと、この両面であるというふうに思うわけでございます。

で、市のほうで調査をいたしましたところ、徘徊のおそれのある高齢者を抱えておられる介護者

36人にアンケートをした調査結果というものがございしますが、それでこうした人を抱えている介護者として何が必要ですかという問いに対して、やはり一番皆さんが、これ複数回答でありますけれども、隣近所の方の理解や協力というのは30人、それから、もし行方不明になったときのやはり探すよすがとしてのGPSなどをつけてほしいと、つけたいと、こういう15人と、これは令和元年度の予算で予算化をして、今、実施中であるということでもあります。

それから、もう一つは、何か行方不明等になったときは、その捜索をするためのネットワークといますか、こういう協力、あるいは、関係機関へどういう形でつないで捜してもらおうかという、そういう体制をとってほしいという方が12人ということでした。

それから、こういう方を抱えている人をどうしたらいいんだろうというようなことで、相談相手になってほしい、相談相手がほしいというのが7人ということでもございまして、そういう回答があったんですか、この賠償責任に対する保険というようなものの必要ということをお答えになった方は1人だったんですけれども、これは、郡上の場合には鉄道等が、余り発達しているわけではないので、そういう例というのはまずないだろうというような、看護をしておられる側からもリスク意識というものがそれほど切実でないという問題があるろうかと思えます。したがって、こういう数字を見て、だからといってニーズがないという判断はできないだろうと思えます。

いざ、巨額の賠償を求められたというようなときには、慌てなければいけないということでもありますので、私どもも、今、おっしゃったように、やはり看護をしているその家族の皆さん、あるいは、御本人のためにも、それから、不幸にしてそういうことで事故に巻き込まれた被害者の方の救済ということのためにも、何らかの救済制度を導入する必要はあるだろうというふうに、今、見解に立ち至っております。

で、御承知のように、おっしゃいましたけれども、岐阜県においても本巣市あるいは高山市で、既に、民間のそうしたものに対する保険に対する保険料を全額補助のようでもございしますが、全額補助しておられると、しかしそれは、年間千何百円とかいうような保険料であるようでもございしますので、そんなに、仮に、全額保険料を公的に負担したとしても、巨額になるものではないだろうというふうに思っている次第です。

したがって、実際の制度化するためには、じゃあ対象になる方、市が公費を負担をして、そういう保険料を助成をする対象になる方をどういうふうに限定といたしますか、するかとか、そういう、さまざまな議論はあろうかと思えますけれども、既に県内でもそうした2市が導入済みというようなことでありますので、来年度の予算でこれを組み込んでいくように、今、考えているところでございます。

なお、詳細については、その予算化に当たって、いろんな必要事項は検討させていただきたいというふうに思います。

(6番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田中康久君。

○6番(田中康久君) 非常に、来年度予算に取り入れたいということで、大変これは認知症の方、また、御家族、また、市民皆さん全員にとっても非常に意味のある重要なことだなあというふうに考えておりますので、ぜひよろしく願いをしたいと思っております。ありがとうございました。

続きまして、ことしの3月に質問したコミュニティスクールに関連し質問をいたします。

これからの求められる教育の議論を、市民の皆さんや学校の先生と行っております。市長にも、一度市民の皆さんの集まりに来ていただきまして、その中に市長もメンバーに入らせていただきまして、教育長も来ていただきましたけれども議論をさせていただきました。その後も、学校の先生方に実際に来ていただいて、学校の先生方と色々なお話をさせていただきました。

その中で、特にこれから学校と地域をつなぎ、地域の人材を生かすための仕組みづくりが求められているなあということを感じました。また、今後の少子化の中での本市の学校体制を考えると、地域と学校のつながりをどう維持していくかということは、非常に重要な問題ではないかというふうに考えます。そこで、改めてコミュニティスクール導入についての市長のお考えと地域人材と子どもたちをつなぎ、これから必要とされる教育を市民みんなで行っていくための必要な地域コーディネーターについてどういった御見解をお持ちか、市長にお尋ねをいたします。

○議長(兼山悌孝君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) このコミュニティスクールにつきましては、ことしの3月だったでしょうか、御質問をいただいたところでありまして、それぞれ教育長と私が答弁したところでありますけれども、現在、教育委員会主体に検討してもらっておりますけれども、基本的には、このコミュニティスクールという形に、現在の郡上市の小中学校は、郡上学の推進等を初めとして、地域とともにある学校づくりということで、実質的には、非常にコミュニティの皆様方の協力を得ながら進めているという意識を持っているところでありますけれども、法律的に、まず、コミュニティスクールと一応法律的にも言えるというのは、いわゆる、地方教育行政の組織と運営に関する法律というものの中に、学校運営協議会という形でそうしたものを設けているということが、まず必要条件のように解釈しております。

それであって、いわゆるコミュニティスクールと名実ともに言えるのかなあと思っておるわけがありますけれども、そういう意味の地方教育行政組織法に基づく学校運営協議会というものを設置をしているところというのは、全国的にもばらばらだというふうにお聞きしております。

全然設置をしていないところから100%までのところもある、そういう中で、岐阜県としては大体この平成30年の4月時点で37.0%ということで、3分の1強の学校が設置をされているということでもありますけれども、郡上市は先ほど申し上げましたように郡上学の推進等を初め色々な地域

の方々の協力をいただきながら、実質的には相当コミュニティスクールの実態を取り入れているということであるというふうに自負をしておりますけれども、実際には、郡上市の場合には、この地方教育行政組織法に基づく学校運営協議会ではなくて、学校教育法の施行規則というほうに、もう一つ、学校運営のための学校評議委員会という会がありまして、これでもって地域の方のいろんな御意見をお聞きをしているということであったわけでありまして。

ただ、この地教行法による学校運営協議会と学校教育組織法に基づく学校評議委員会とは法律的に言えばその会の権能といいますかね、そういうふうなもの、若干違って、やはり学校運営協議会という形でありまして、例えば、従来は学校の、その当該学校に対する運営に対していろいろと意見を言うという形になっておりましたが、述べるができるということになってはいますが、この運営協議会になりますと、さらに一歩進んで学校長がつくる学校運営の基本方針を承認することというような形で、もっとかかわりが深くなっていくというようなことを初めといたしまして、少し両者は違うのであります。

そういうことでありまして、この学校運営協議会につきましては、それまでは任意にそういうことをすることができるという規定だったわけですが、平成29年4月にこの法律が改正されて、そういう学校運営協議会を置くように努めなければならないと努力義務規定にもなったという点もあります。

そういうことも鑑み、一層このコミュニティスクールの実質化を進めていくということで、今、教育委員会としては、この学校運営協議会を設けるという方向で、今、いろいろと検討に入っております。

で、今、実際に、ただ、コミュニティスクールというのは、学校評議委員会を学校運営協議会にすればいいというだけの問題ではなくて、いろいろ問題がございますので、現在、郡上市内においてもいろいろと研究推進校と、地域とともにある学校づくりということについての研究推進校を指定をしまして、そうしたところのいろんな検討・研究をこの秋にもそうしたことの研究結果の発表会等も予定をしております、そうしたことに基づいて、いろんな検討をして学校運営協議会の設置の方向で行かしていきたいというふうに教育委員会のほうでは考えているということでございます。

また、一方ですね、地域コーディネーターということが重要だということではありますが、この地域コーディネーターというのもいろいろと、例えば、地域の自治会の役員の方であるとか、あるいは、公民館の役員の方であるとか、その他いろんな教育の実際にコーディネートする力を持った人材が必要だろうというふうに思います。

そういった方が、一方では運営協議会のほうのメンバーとしても入っていただくとともに、いろいろな活動をしていただくということが必要だろうと思いますが、これについてもやはり、人材育成ということが必要だろうというふうに思いますので、そうした地域コーディネーターというよう

な方の人材育成というようなこともあわせて検討を進めていきたいというふうに思っています。

で、大事なことは、コミュニティスクールという、一口でそう言いますが、唱える人によっていろんなことをやりたい、あれもやりたいこれもやりたいと、中身が非常に多岐にわたっているというところで、それが全部が全部取り入れられるかどうかということも教育の問題ですからあります。

そういう意味では、いろんな地道な研究成果、あるいは、検討結果というようなものも踏まえながら、郡上市としてのそうした方向へ進んでいただくと、非常に大切な教育の話ですから慎重にしかし着実に取り組んでいてもらいたいというふうに私も考えております。

そういった問題は、また、総合教育会議等でもいろいろ話し合っていきたいというふうに思っております。

(6番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田中康久君。

○6番(田中康久君) 今の市長の御答弁は、私も全面的に賛同したいと思います。

今、コミュニティスクールと地域コーディネーターについては、方向性としては、こういった方向性を目指して行くんだということがありましたし、また、先ほど質問いたしました介護の問題に関しても、方向性としてはそういった方向性を目指していくような答弁をいただきました。また、認知症の事故賠償の救済制度については、来年度何とか予算化したいというような答弁をいただきましたので、大変満足して、これで質問を終わりたいと思いますのでよろしくお願いします。

ありがとうございました。

○議長(兼山悌孝君) 以上で、田中康久君の質問を終了いたします。

昼食のため、暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

(午前11時48分)

○議長(兼山悌孝君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 清 水 敏 夫 君

○議長(兼山悌孝君) 17番 清水敏夫君の質問を許可いたします。

17番 清水敏夫君。

○17番(清水敏夫君) それでは皆さん、こんにちは。17番、清水敏夫であります。

ただいま、議長のお許しがありましたので、通告に基づき、今回は2点に絞っての質問ということになりました。いずれも日置市長さんに答弁を求めたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

まず、第1点目ですが、現今、市民の皆さんの関心事ではないかと思いつつ、来春の市長選挙、日置市長さんはどう臨まれるかということにさせていただきました。

顧みますと、平成23年の9月議会は2期目について、平成27年の12月議会では3期目について、それぞれ所信を伺いました。さらに今議会で、三たび、日置市長さんの4期目の進退にかかわる質問をいたすことになりましたが、回を重ねるごとに質問の重さも感じております。緊張も持っております。これも何かの御縁かと思えます。市長さんの率直な明言を求めたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

日置市長さんには、1期目、2期目、3期目と、それぞれ日置市政のビジョン、例えば、財政の健全化であるとか、身の丈にあった財政運営、あるいは少子高齢化と人口減少対策としての子育て支援策や移住促進策、また、市の活性化対策としての企業誘致や産業振興、3年ほど前には観光立市の推進、はたまた市民の健康づくり、いずれにしても消滅と言われておった全国自治体の中に郡上市も入っていましたが、それらを克服して持続可能な郡上市づくりということで、以来3期にわたり、実現のために邁進をしてこられたと思えます。

そうした中、いよいよ来春の市長選挙、これは市議会も同日執行の予定になるかと思えますが、日置市長さんとしては4期目を迎えられることとなります。現在、3期目を、まだ半年ほど残しておられますが、邁進中の市長さんです。来春までには、まだ6カ月、されど6カ月、もう6カ月という状況になってきております。

郡上市の財政状況であったり、あるいは環境条件であったり、立地条件であったり、市長さんが構想としてこられた郡上市の進むべき道筋、そういった全てをこの3期の中で熟知してこられたのではないかと思います。多くは申しません。今回はストレートに来春の4期目となる郡上市長の選挙に日置市長さんはどう臨まれるのか、敬意を表する中で率直な思いを伺えたらと思えます。日置市長さん、よろしくお願いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思えます。

何かの御縁で、清水議員には、今、申されたように同じようなことをその時その時に、御質問をいただくということになったというふうに感じております。

早いもので、3期目も、今、4年目のほぼ上半期を終了しようとしているところでございます。この浅学菲才な私がこれまで皆さんのお支えによって、ほぼ、今、11年半たっているかと思えますが、市政を担当させていただいたことを非常にありがたく思っている次第でございます。

最初、平成20年に市長に就任をしたときに、まず、何はともあれ課題は周りの方からも言われましたが、郡上市の財政の健全化ということであったというふうに思っております。

当時、今もそうなんですけども、夕張市の例などがあって、郡上市は第二の夕張市ではないかと

というような、実際はそうではないんですけども、そんな危機感も市民の皆さんが持っておられたということでございました。

そういう中で、ちょうど平成18年度の決算が、いわゆる導入された実質公債費比率という比率が18%になったということで、いわゆる起債許可団体ということになったわけですし、できるだけ早く、郡上市としては起債許可団体という状態を脱するという、そういう中で財政運営をしていくということが、一つのミッションであったというふうに思っております。

ちょうど、過去のいろいろ事業をやってきておりましたので、平成20年度の決算で、その実質公債費比率が21.8%と非常に高い比率になったわけがございます。で、私が就任したときに財政事務方から見せられた公債費負担適正化計画という計画がございました。これでは18%を切るには、たしか平成30年度か31年度までかかると、こういう見通しの財政フレームができておりました。そういうことで、これは、やはり容易なことではないというふうに思いながら財政運営に当たってきたわけですが、いろいろな事情がございます。国の財政制度、例えば、地方交付税制度の改善であるとか、いろいろなことがございましたが、幸いにして、平成25年度にその実質公債費比率は16.8%になって、その18%を切るようになって、起債許可団体という状態からは脱することができたということでございます。その後も、いろいろと財政運営をやり繰りする中で、現在は、平成29年度と30年度の実質公債費比率は変わりませんが12.7%と、こういう状態まで来たということでございます。

もう一つ、ストックベースの将来負担比率のほうでございしますが、これについては、平成19年度に184.6という、いわば、2年分近い一般財源をつぎ込まなければならないほどの債務残高を持っているという状態でしたが、これも徐々に改善をいたしまして、一時は38.5%まで平成26年度行ったんですけども、平成30年度は69.5%と、これは持っている財源、標準財政規模等が縮小しているために、その数字がそういうふうに少し上がってきているんですが、いずれにいたしましても、今日、このような状態にまでもってきたと、これたということは、この予算編成権は、議決権は議会にあるわけですから、非常に賢明な御判断や御理解、御協力をいただいた議会のたまものでもあるというふうに感謝をいたしているところでございます。

そういう中で、非常に当初は、私も、就任当初、これはえらいことだと思いましたので、非常に平成20年度あたりは緊縮財政的に、非常に予算規模も絞り、また、投資的経費等も絞った予算になっておりました。

しかし、また、一方で平成20年度、リーマンショックという経済危機が起こりまして、国の財政上の施策というようなことから、財政出動をして国の景気を支えようというようなことで、そういう方面からも、ある意味では助け船があったというようなことで、そういう中でも事業をやってまいりました。

しかし、当初はやはり、例えば、今日、今、今期は皆さんが危ぶまれるほど、いろいろな施設をつくってまいりましたけれども、当初は、ほとんど箱物の施設と言え、小中学校の耐震化を進めると、耐震化の補修ができないところは改築を進めるというようなことで、ほとんど箱物施設としては小中学校の耐震化あるいは改築、改修、こうしたことにかかり果てていたような印象を持っております。必ずしもそうではありませんけど、それだけではありませんが、そんな、非常に財政運営をしながら今日に来ているというふうに思っております。

皆さん、よく御指摘されますように、かなり、ここ二、三年、積極的に合併特例債等も100%活用したいというようなことで、今年度、令和元年度に一部、繰越財源、未収入特財ということで残しておりますけども、そういう、ほぼ、せっかくの交付税措置のある合併特例債等も万度に活用するという財政運営をしてまいりました。そういう中で、若干、基金等の額も、私が引き継いだときと比べれば、それほど減ったわけではありませんが、一時、100億程度いっていたものは、かなり残高は減ってきているというようなことがございます。そういう財政運営の中で、片一方で、御承知のように今年度からは、交付税の合併算定替特例等がなくなると、それから、合特債も郡上市としては、これで使い切るといような財政運営としては、これからまた、一つの正念場を迎えたといようなことだろうと思えます。

坂の上に登ってみたら、あるいは坂の上に、坂の峠の近くに来たら、また次の坂が見えているというのが、私の感触でございます。しかし、これは慎重な財政運営をしていけば、適切な財政運営をしていけば、郡上市としては乗り切っていけるというふうに確信を持っております。

また、先ほどもお話ございました、郡上市にとって人口問題、子ども子育てあるいは高齢者の福祉の問題、こうしたことも課題でございました。子ども子育ての関係では、順次、財政の安全性を確かめながら、小学校、中学校の医療費の入院から通院まで含める、次は中学校へ伸ばす、そして形態は違いますけれども、高等学校の生徒にまで商品券の支給という形で医療費の無料化を図ってまいりました。

また、一方、高齢者の福祉の問題については、例えば、私が就任したときは、郡上市内の特養の定員が205名でございました。それを民間の福祉法人にお願いをいたしましたけども、助成をしながら現在、十分、人手の点で埋まっていない面もありますが、300床という形にまでなっているといような形になっております。

人口問題も、いろいろ、また新たな局面に来ておまして、いろいろと新しい移住定住やら、いろんなことを進めていかなければならないというふうに思っているところであります。

それから、郡上市民がやはり生活をしていくために、所得を得るといような形での産業振興施策も各種のことを手がけさせていただいたといようなふうには思っております。工場誘致、長良川木材事業協同組合あるいはテクニアといようなこと、そして、今、新しく大島工業団地の造成といような

ことであつたり、その他、農林業を初め、いろんなことを手がけてまいりました。産業支援センター等の設立もその一環だろうと思います。そして、何より、今、現在、郡上市を観光立市郡上というようなことで活性化をしたいというようなことで取り組んでいるところでございます。なかなか形が見えてこないのではないかというお叱りもいただいておりますが、この観光立市の取り組みは着実に進めていかなければいけません、一タ一朝でできることではないと、一貫した方針のもとにしっかりと取り組んでいく必要があるというふうに思っております。

また、これも若干スケジュールがおくれ気味ではありますが、今、郡上市にとって大切なことは、公共施設の適正配置、この中に大きなものとしては学校の再編、あるべき姿、こういうようなものをどうしていくかというようなことが課題となっております。

そういうことで、いろいろ申し上げましたが、3期11年半、皆様の御指導をいただきながら取り組んでまいりました。そして、ある程度のいろんな課題はそれぞれ、それを乗り切ってきたかなという思いがありますが、なおかつ、郡上市の市民の皆さんが安心して暮らしていく、そして、先ほど午前中も議論がありましたけども、高速交通ネットワーク等の整備、そうしたものを十分に生かして、活力のある郡上市、私が申し上げております、「ずっと郡上、もっと郡上」と、こういう市づくりをするためには、今まで進めてきた方向をさらにしっかりと取り組んでいく必要があろうかというふうに思っている次第でございます。

これまでやってきたことで、課された課題が果たせたというふうには思っておりません。常に、いろんな改革というものは、その時その時で、やろうとされていることと、できることとの間、大きな乖離もあるもので常に未完の改革とか、未完の取り組みということになろうかと思いますが、そういうふう感じておまして、先ほどの本題の問いかけに入るわけでもありますけども、私としては、今、申し上げたように、これまで進めてきた方針が、きちっと郡上市政としては、できる限り継続的に進められる必要があるというふうに思っておる次第でございます。

そういうことで、先ほどお話ございました来年の、来春の選挙といったようなものに、どう取り組むかということでございますけれども、これについて、私は責任を果たすという意味では、まだまだ十分責任は果たせていないというふうに思っております。

しかし、これは、まさに信なくば立たずということも言われますので、私の一存だけで決めることではないというふうにも思っております。

御質問をいただきまして、きょう、すばつと、こうしますということを言い切ることは、きょうの時点ではいたしません、これまでの皆さんのいろんな御指導、そういったものを重々考えながら、私自身の内なる声も耳に傾け、そしていろんな皆さんの声をお聞きをしながら、そして十分熟慮をして間違いのない選択をしてまいりたいというふうに考えております。

(17番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） ただいま、市長さんには今までの歩みの中での決断という形で意思を表示をしていただいたと思います。

2期目の質問をさせてもらったときに、「市長という職は、市民の皆さんの心を得て、負託を受けてやる仕事でございます。例えてみれば、マウンドの上で投げるピッチャーでございます、監督は市民でございます」というようなことを言われたように記録がしてございますが、本人の一存ということ、今、言われましたけど、確かにそのとおりでと思いますけども、責任を、ちょうど3期目の質問の締めくくりのところで、財政的には公債費比率の15%を何とか維持しながらでも、3期目のときに、次の4年間というのは財政運営していきたいと、したがって、営々と今まで準備してきた財政調整基金を初め、基金等の活用も必要とあらば果敢に使うというようなことも含めて、郡上市の発展のために、未来への投資あるいは郡上らしさの創造のための投資、こうしたことを進めていきたいというふうなことをおっしゃっておられまして、まさに31年度予算については、そういったことを行動に移されたかなあというふうな感じを持っております。

本日、すばつと白か黒かということの表現はありませんでしたけども、その用意はあるといいですか、その心の準備はできているというふうに受けとめますが、しからば、市長は、その判断はいつごろされるとかという思いがありましたら、再度確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 具体的にいつとは申しませんが、できるだけ早い時期に決断をいたしたいというふうに思います。

先ほど申し上げた私の気持ちをお酌み取りいただければと思います。今は、ともかく今年度の予算に盛られたいろんなことも、やはり今年度中にできるだけ、とにかくお約束どおり仕上げることに、それに全力を挙げたいというふうに思っております。

最近、私は職員の皆さんにも繰り越し事業はならんぞというふうに申し上げておられまして、無理を言っておりますが、しかし、それでなおかつ、繰り越し事業も出てきたりするわけですが、少なくとも、今、与えられた期間の中で、しっかり事務事業を進めていきたいと、そして何が郡上市にとって最善かということについて深く考えて決断をしたいというふうに思います。

剣道の言葉の中に、打突をした後に、なおかつ、次に備えて気持ちを抜かないで次の備えをすることを残心という、心残りという意味ではなくて、心をむしろ十分残して打突をする、次に備えること、こういう教えがございますけれども、どんな状況になっても、そんな気持ちというのを忘れないで、まずは今の目下の市政の仕事に取り組みたいというふうに思っています。

(17番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） 何回も確認をさせていただき、恐縮ではございますけども、ただいままでのお話で、課題もまだ解決の途にあるということから、来春の市長選挙に向けては意欲を示されたという僕の受け方で間違いないでしょうか。再度、確認をさせていただきます。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 申し上げた以上でも以下でもございません。

（17番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） 市長、ありがとうございます。思いは私のほうにも伝わってまいりましたので、1番目の質問につきましては、以上で了とさせていただきます。ありがとうございます。健康に気をつけて、御留意されるよう、よろしくお願いいたします。

次に、2番目、多分時間がないかと思いましたが、余りましたので、時間もございますので、2番目の質問に移らせていただきます。

これは、2番目はMMT（現代貨幣理論）でみる財政の考え方というふうなことをタイトルにさせていただいたんですが、これは、ここのレジメにも書いておりますけども、6月29日の講演会がございまして、そこでの講演のお話の中で、ちょうど市長もそのとき、出席をされておったので、最終的には、日本国の経済はどこまでいっても破綻しないというか、国債は幾らでも発行してもいいんだという考え方がわかりやすくということで、特に日本の場合は、日本の円建ての国債しか発行していないので、自国通貨を持つ日本政府が財政破綻することはないというふうな論理から始まって、今、アメリカのほうではそのことが大きく話題になっておって、何かアメリカ史上最年少の女性下院議員オカシオコルテスさん、その方がこのシステムを理論を支持しているということで、政府と相反する部分もあるようですが、この日本の経済を見習いながらというようなことから、アメリカでは、これが今、MMT論というのが反響を呼んでいるというふうなことを、その講演の後でしたか、NHKのテレビでも特集を組まれておって、政府財務大臣とか日銀の総裁がコメントを出しておられたようです。この当該理論には、日本政府としては、日本銀行としても組みしないとか、そのことの考えはないというふうなことのコメントであったかのように思いますけれども、当日、質疑の時間があって、僕も心の準備がないんで、聞きたかったんですけど、よう聞かなかったんですが、ひょっとしたら市長は手を上げて、その論理なるものに対して講師に何か話されるのかなと思っておりましたが、最終的には、そこに100人ばかりの市民の方もお見えになっていて、そういう論理もあるんやということにいけば、日本経済はそんなに心配したことないんやと、地方経済も日本経済が元気になって公共事業投資も民間投資もふえてくれば、そんだけ財政、財政健全化ということを言わんでもいいんじゃないかというような、そういう巷ではそんな言葉も流れ

ておるような状況の中なものですから、そのときに日置市長も市長として参加をしておられたし、この論理的事実、理論ですので現実とは違うと思えますけれども、このMMTということに対して、市長としてあるいは国に対する考え方というか、市長として、市が市債をがらがん国のように発行できれば問題ないわけですけど、市債は、市はそういうわけにはいきませんので、国はの中でそういうことが可能なかどうかということ、今ほど言いましたように政府の幹部の方や日銀の幹部の方はそのようなことを言ってみえましたが、実際、現実論としてこのことは、市民の方の中で一部ひとり歩きしている部分あるものですから、一遍、市長さんのこのことに対する考え方をお聞きしときたいという思った次第でございますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、今、清水議員の御質問、6月29日、郡上地域活性化協議会、このとき講師に来られたのは、三橋貴明さんという経済評論家であったと記憶しておりますが、今、お話にあったような、そもそも自国通貨で国債を発行しており、そして、その国債の保有者がほとんどが日本国民であり、そして政府は貨幣の発行権を持っているんだと、これは日銀と政府を同一視しておられますので、ちょっとよくその辺が大丈夫かなという思いはしましたが、そういうところであれば、どんどん国債を発行して事業をやっても、その返済はお札を刷ればいいんだと、極端なことを言えば、そういうお話でございました。大変うらやましい限りの経済理論でありまして、本当かいなというふうに思っておりますが、今、アメリカでそういうモダンマネタリーセオリーと言いますが、現代貨幣理論とか、あるいは現代金融理論とも言う人もいます。そういう議論を盛んにされているようです。

これはもともとは、ケインズという有名な経済学者がいらっしゃいましたが、不況のときには、国が借金をしてでも有効需要をつくりだして事業をやって、そのことによって経済を浮揚させる、そうすれば税収も上がるしというような理論の系譜を引くものだというふうに言われておりまして、それをさらに極端に延ばしたものかなというふうに思っております。

とにかく、自国通貨の発行の権限を持ち、自国通貨で国債を出し、そして自国通貨の貨幣がどんどん自由に刷れるというような立場にあるものは、経済のそういう財政上の今まで言われていたような論理に縛られることなく、財政をどんどん拡大することが大事だというような議論だと思います。

今、これが語られるようになりましたのは、私もちょうどその前後はわかりませんが、総合月刊雑誌にも、やはり、日本で言いますと中野剛志さんというような方が、この米国流の現代貨幣論、MMTをまさに、ちょうど消費税を10月にちゃんと上げるか上げんかというような議論がありまして、そういう中で消費税無用だというようなことの中で、この議論でいいんじゃないかというようなことをおっしゃっておられますし、また一方、今、今年度なんかは特に、国土強靱化というよう

な形で、相当臨時に公共事業をふやしてやっていくべきだと、この論陣を張っておられるのは、これまで内閣府参与をやっておられた藤井聡さんという京都大学の教授なんかがそういうことをおっしゃっておられるということでもあります。

私もあのとき、まさに手を挙げようかなと思ったんですが、ちょっと、そのタイミングを失いましてお聞きをすることはなかったんですが、本当にそういうふうにして大丈夫なのかというようなことでありまして、この米国流のMMT理論も当面、縛られることはないんだと、ただし、インフレには注意すべきだと、ハイパーインフレとかっていうような形になると特にいかんというようなことでありまして、これはあたかも、このお酒はどれだけでも飲んでもいいですよと、だけど二日酔いには注意しなさいというようなことを言われているような感じで、本当に二日酔いにならないで、それだけ自由にそういうことができるのかってあたりのところが大きな問題ではないかというふうに思いました。

もし、この議論が本当に、こういうことで心配がないということであれば、今、国が当面している財源不足というものを消費税の増税とかいろんなことをやらないで、あるいは片一方で財政を締めなきゃいかんというようなことを言わないで、例えば、公共事業はどんどんやってもらいたいし、あるいは福祉の財源とか、あるいは私たち地方公共団体にとってみれば、地方交付税の財源などというのを赤字国債をどんどん出して、地方交付税の総額を十分潤沢に確保して、地方に回してほしいというふうに思いますけれども、私がこの議論をやはり聞いていて、どうしても割り切れないのは、日本銀行というところに、どんどんお札を刷らせて、例えば、国債の引き受け環境を企業等、いろんな金融機関等にそのお金を回すことによって、幾らでも引き受けてもらえるんだという議論は、それはそれである程度そうかなとも思いますけれども、しかし、最終的に国の会計のつけとなった公債費、国債費をだれが払うのかということ、それはやっぱり国民だろうという形になると、本当に、将来、孫子の代に、どれだけでもツケを回してでも、その貨幣をどんどん刷ることによって、それは無限に回転をしていくんだということには、ちょっと理解が得られないところがございます。

あのとき、私がちょっと念を押したかったのは、先生の今の議論は、地方財政には別ですよということと言いたかったです。地方財政は、まさに貨幣の発行権も持っておりませんし、郡上市の市債の相当部分は政府の資金であつたり、よその人であつたりするわけですし、そういう意味で、もし地方財政においてもどんどん発行してもいいということであれば、先ほど、第1弾目のときに申し上げた郡上市も苦勞することないし、夕張の危機もないということになりますので、地方財政はそうではないということかなというふうに思っております。

いずれにしても、こういう難しい、読んでも少し腑に落ちないところやら、いろんなことがございますけれども、国においても、これは国会でも議論になっていたようですけれども、やはり一定の節度というものは守っていかなければならないというオーソドックスな財政理論、経済理論の

ほうが、やはり私は大きな危機を招くということはないのではないかというふうに思っております。

ただ、こういう形で指摘されていることが、今の、非常にいろんな施策をしてもしてもデフレから脱却できないという、こういう状態のときに、一定の期間、一定の額、そういう形で思い切って国債による財源を調達して財政の事業をやっていくというようなことは、ある程度ありかなというふうには思います。その辺が、これからのいろんな皆さんの議論というものも注目をしていきたいというふうに思っています。

かつて、江戸時代は各藩が藩札を印刷をしてそれを通貨にしたわけですがけれども、今、郡上市が郡上藩の藩札を印刷して使うというわけにはいきませんので、郡上市の財政にとっては、このことはちょっと問題の違うことであるかなというふうに思っておるところです。

(17番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 清水敏夫君。

○17番(清水敏夫君) ありがとうございます。2点にわたりまして日置市長の見解をお聞きしたところでございます。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長(兼山悌孝君) 以上で、清水敏夫君の質問を終了いたします。

◇ 森 喜 人 君

○議長(兼山悌孝君) 続きまして、7番 森喜人君の質問を許可いたします。

7番 森喜人君。

○7番(森 喜人君) 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

2つの質問を準備いたしましたけれども、1番がかなり、ちょっと長くなりそうでありますので、2番につきましては、余った時間で可能なかなというふうに思っていますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、1つ目ですが、ひきこもり者への社会復帰対策ということで、ひきこもり者という言葉があるかどうかわかりませんが、私がつくったんですが、このことについて非常に関心があり、また大きな問題だと思ひますので、ここで質問をさせていただきたいと思ひます。

私に言わせると、最も光の当たらない陰の部分であるというふうに実は思っております。もうこれ以上放っておけないということで、この質問をしますけれども、まず、ひきこもりの定義でありますけれども、定義としては、さまざまな要因の結果として、社会的参加を回避し、原則的に6カ月以上にわたって、おおむね家庭にとどまり続けている状況を示す現象概念であるということ

であります。6カ月以上であるとか、家庭にとどまっているというようなことがポイントになるわけですが、いろんな段階があるわけです。

一番やっぱり段階として、自室を出ない、自分の部屋を出ないということです。これは親も干渉できないような状況だと思います。

それから2段階目は、自室から家の中くらいは移動するということです。

そして3つ目は、近所のコンビニぐらいには、買い物には行くと。

4段階目は、趣味の用事ぐらいは外出をするというようなこの4段階に分けておりまして、この4番目まで含めたひきこもり、これが広義、広い意味でのひきこもりであると。そして、狭義のひきこもりというのは、近所のコンビニぐらいは行くというぐらいの感覚というふうに思います。

このひきこもりの理由としては、いろんなあるんですが、やはり今退職をきっかけとして、これ一番大きいんですが36.2%、それから2番目が、人間関係21.3%、それから、あとは病気であるとか、職場になじめないと。それから就職活動がうまくいかなかったと。これは氷河期の方々が多いそうであります。そうした理由があると。

そして、国の対策もあるんですが、国は、実は調査をしております、大体どのぐらいおるのかということで、2018年の12月が一つの境になっていますが、2018年12月以前は、15歳から39歳までの、どちらかという働き手の中でも若い方々の人数を調べておられまして、約54万1,000人とあります。そしてその狭義での、狭い意味でのひきこもりは17万6,000人というふうに言われています。

そして、2018年の12月にこの調査をいたしましたところ、これは40歳から64歳の高齢の方々を、高齢といいますか働く中でもちょっと年をとった方々のひきこもりの状況を調べたということなんですが、どうやって調べたかといいますと、調査方法は、5,000人の方々にアンケートをして、そしてその回答が3,248あったそうですが、その中で調べて、そしてその割合に人口を掛ける、その年齢層の人数を掛けて出たのが61万3,000人ということだそうです。その61万3,000人の中でも7割が男性であり、7年以上のひきこもりになってしまっている方が7割と。7、7、7、なんです、そのようなふうになっていると。2段階に分けて調査をしていると。65歳以上の調査は、まだされてないということではありますが。

それから、そういった方々が、どうやって生計を立てているかという、それはお父さん、お母さん、ま、片一方かもしれませんけれど、お父さんであったりお母さんであったり、親であったり、34%と。それから、自分自身で何とかしていると、これは30%、それから配偶者が17%、それから生活保護を受けておられる方が9%ということだそうです。

そして、「その悩みは誰かに相談しているんですか」というこの質問に対しては、40%の方が、「誰にも相談できない」ということをアンケートで調べているわけです。

さて、国は、どういう対応をとってきたかということなんですが、平成21年にひきこもり対策推

進事業というのを創設されて、ひきこもり地域支援センターというのを設置したということであり
ます。これは平成21年です。今から10年前、わずか10年前です。岐阜県は、これは平成28年ですか、
これは他の県に比べてもかなり遅いというふうに私は思っております。そして5年後といえますか、
平成25年に、ひきこもり対策推進事業の拡充をしまして、養成研修であるとか、派遣事業の創設と
いうのをしました。それから平成30年、これはひきこもり対策推進事業の拡充の中でも、ひきこも
り地域支援センターによる市町村後方支援機能の強化ということで、ここに今、市町村というもの
が入ってくるんですね。これは地方分権ということの一環かというふうに思いますが、市の役割は
極めて大きくなってきているということでもあります。そして、人材養成研修事業であるとか、市町
村におけるひきこもりサポート事業の創設ということを入れております。これは、平成30年であり
ますが、平成31年度に予算化、郡上で予算化がされたかという、まだされていないということでも
あります。

さて、ここでまず、副市長さんに御質問させていただきたいと思いますが、先般、先般といいま
すか、昨年の常任委員会、もしくは今年度ですか、今年度に入ってからもうですが、本会議でも
ひきこもりの現状と、その現状の把握であるとか、その対策の必要性について質問いたしましたけ
れども、副市長は、来年度、つまり令和元年度、今年度に「調査をする」というふうに明言をされ
ました。この調査は進んでいるのかどうかということをお聞きさせていただきたいと思いま
す。

その後、調査をしておられれば、その調査の数値と、相談件数があれば相談件数、そしてその中
でも、専門機関への支援というものがあつた場合は、その件数を教えていただきたい。そして、ひ
きこもりが解決したような数字があれば、それを教えていただきたいというふうに思います。よろ
しくお願いします。

○議長（兼山悌孝君） 副市長 青木修君。

○副市長（青木 修君） それでは、ひきこもりについての御質問についてお答えをしたいと思います
ですが、大変詳しくお話しになりましたので、改めてひきこもりの定義といえますか、それを学習し
ておきたいんですが、ひきこもりとは、さまざまな出来事が理由で、学校に行ったり、仕事をした
り、家族以外の人と交流したりすることを避け、6カ月以上自宅などにとどまり続けている状態を
いうということで、状態を指しているという理解をしたいというふうに思いますし、お話にあつた
ように、幾つかの段階があるようですので、幅広く捉えるか、狭く捉えるかによって、また人数は
変わってくるかと思いますが、一応、そのひきこもりとしての、最初に申し上げた定義をもとにし
て、調査等を行われた数字等についてお答えをしていきたいというふうに思います。

平成23年度に、民生委員さん、それから児童委員さんの御協力をいただいて、振興事務所の福祉
担当、それから駐在をしている保健師、私たちがかわりを持つ、いわゆるひきこもりの状態にあ
ると思われる方を調査、結果としては、その時点では78名という数字が出ております。これは、あ

くまでひきこもりの状態ということですので、78名というのが適切かどうかは、ちょっと疑問が残るところでございますけれども、そういう状態として捉えていただけないかと思えます。

それで、本年の6月の調査ですけれども、この23年度に作成されましたときにリストがつくられておりますので、そうしたリストを活用しながら、振興事務所の福祉担当者、それから駐在をしている保健師のほうに依頼をして、それ以後、どういふ変化があったかという、そういう確認をしております。

その結果、24年度以降に亡くなられた方、あるいは転出をされた方が、およそ18名いらっしゃいます。ですから、18名の方は除くということですが、その後、いろいろ市の職員が、相談等によって情報を得た、場合によってはひきこもりの状態にあるのではないかという方の数字も14名入っておりますので、おおよそ74名の方が、ひきこもりの状態にあるのではないかという、そういうこれはあくまで推定されるということです。しかし、正確な数字というのは、なかなか把握できないというのが現在のところでございます。

それから、そのあと、相談件数についてですけれども、これは平成30年度に市が実施してございました臨床心理士さんですとか、あるいは保健師さんによる相談事業、そういったところでのひきこもりにかかわる相談としては、実際の人数として8名、延べの回数として53件ということになります。ただ、御質問にあったように、いろいろな機関につないで、それがそのまま解決ができたというのは、残念ながら解決をするまでには至っていないというのが現状であります。

市のほうでは、自殺予防対策事業の一環で、さまざまな窓口を生かして相談事業も行っておりますが、ひきこもりの状態に入るといふことは、もう御本人には、さまざまな苦難があった上ですし、そして、当事者だけでなく、御家族の方も同じように苦しんでおられるということ、なかなか相談に踏み切るといふ、そういう気持ちになれないという方も多くいらっしゃるように思えます。そういう意味で、非常に難しいことではありますけれども、これからいろいろな窓口を使いながら把握をしていきたいというふうに思っておりますけれども、ことしの8月に県のほうで、ひきこもりの状況を把握して、基礎資料をするために、民生委員さん、あるいは児童委員さんに対して、ひきこもり等の状況調査というのを実施されておりますので、そうした実施の結果が出てきますと、郡上市の状況についても、ある程度のことが把握できるのではないかというふうに思えます。そして、事情を把握した上で、どういふ相談体制を構築するのがいいのか、あるいは就労につないでいくためには、さらにどういふ配慮が必要かということについても、市のほうとしても検討していきたいというふうに思っております。

(7番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 森喜人君。

○7番（森 喜人君） ありがとうございます。74人が、多いのか少ないのかはちょっとわかりませんが、こうした方々に対して、どういう対応をしていくかということだと思います。

2つ目に入りますが、これは学校教育ということです。これはひきこもりの定義とはちょっと違うのかもしれませんが、いわゆるひきこもりの予備軍になってしまう可能性もあるわけでありまして、早いうちに、これを解決しておかなきゃいけないという問題だと思います。いじめとか家庭問題等での不登校の人数と、教育委員会の対応をお聞きしたいと思います。

それから、卒業後、中学ですね、中学校卒業後の管轄部署、それから引き継ぎの現状について、お聞きしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 教育長 熊田一泰君。

○教育長（熊田一泰君） お答えさせていただきます。

文科省の年間不登校調査では、病気・けが以外の欠席が、年間30日以上のを不登校としております。

市内の年間不登校の状況は、平成29年度44人、平成30年度55人です。増加の要因は、小学校の不登校が9人から21人にふえたためです。

不登校の要因は、1つに絞ることは難しいと言われますが、主たる要因に分類すると、いじめが要因は2年間でゼロ人です。家庭が要因は、29年度は小学校4、中学校9の計13人、30年度は小学校9、中学校10の計19人、2年間では、小学校は44%と43%で約4割、中学校は26%と29%で約3割と、似通った割合になっています。

対策についてですが、早期発見・早期対応に努めています。毎月7日以上欠席は、病気・けがも含め、全て学校から教育委員会に報告が参ります。状況に応じて、相談員を紹介したり派遣したりしております。平成29年度からは、市の相談員を2人にふやしました。全ての中学校に学校相談員を、小学校には必要に応じて支援員を配置し、早期対応に努めております。

適応指導教室スマイルを、平成30年度からは南部・北部の2カ所体制にふやしました。学校復帰がふえるなどの成果も、少しずつですが上がっております。また、児童家庭課などと連携し、ケース会議を開き、学校だけで抱え込むことのないようにしております。

今年度からは、子どもたちがみずから選んだ先生に相談できる体制、マイサポーター制度を全ての学校で導入し、悩みや不安を気軽に相談することができる体制を整えております。また、実績ある専門講師を招き、教員を対象とした不登校対策研修を実施しております。平成29年度からは、研修回数を年2回にふやし、一般教員向け研修と、リーダー職員向け研修を開催しております。教員が、保護者に適切なアドバイスができるようにすることで、学校への信頼を高め、協力して効果的な支援ができるようにしております。

最後にですが、今はほとんどの中学生が、通信制を含めた高校に進学されます。中学校では、通

級指導など個別の支援を受けている生徒は、高校進学に際して合格発表後、本人と保護者が認めれば、個別の教育支援計画を高校へ引き継ぐようになっております。このほかにも中高連絡会や、中高生徒指導主事会などにおいて、積極的に中高連携を図っております。

(7番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 森喜人君。

○7番(森喜人君) この前、NHKのテレビで、9月7日21時からやっていましたが、「ウワサの保護者会」という、見られましたですかね、これは要するにそういうひきこもりになってしまって、社会復帰できないようなことになりそうな子が、いわゆるこの高校はパスするんですけども、いわゆる大学受験の資格をとって大学に行くんですね。そして学校の先生になった人もいますし、それから京都大学に入ったような人もいますし、そういう形で、各自分の能力をちょっとほかの人とやっぱり違うもんですから、やっぱりこの自分の能力を生かしてくれるような、そういう方向に行けるようになっていたんです。

そこで、対談形式になっていまして、3人ぐらいのまさにひきこもりの子たちが出てきて、その子たちが質問しているんですね。そして、そこから回答を得て、自分たちもそうやります、やりましょうという感じになっているわけです。そうしたことを企画される予定がないのかどうか。

また、NHKさんでやっていましたフリースクールの開催というようなこともやっていました。要するにフリースクールです。もう学校に来ないので、どっか別に集めて、その大学生を呼んで講義をしてもらったりとか、そういったこともやっていることもありましたけれども、そうしたことをやろうということはお考えかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長(兼山悌孝君) 教育長 熊田一泰君。

○教育長(熊田一泰君) 現在、フリースクールについては、郡上市は交通の便とかそういうことで、市内にはございません。それから、そういうことを始めるかどうかについては、今のところはそういうことは考えておりませんが、というのは、先ほど55名の不登校、平成30年度あるということがありましたが、実は不登校の調べ方の一つに、月別不登校というのがある。これは月別7日以上欠席の方をその月の不登校として計算しております。そのときに、それを見ると、例えば6月——7月とか8月は時期が短こうございますので、夏休みがあって少し減るので——例えばことしの6月でいうと、令和元年度25人です。昨年度、30年度が28人です。その前が26人ということで、ほとんど変わっておりませんが、少し減ったというような感じですが、ということは、人数はふえているけど減っているということは、復帰したり、学校へ来たりする人が多いということでございまして、郡上市の場合は、全く、いわゆる完全不登校、学校とも連絡をとれない、いわゆる一度も来ないは、令和元年度はゼロ人でございます。ということで、今郡上市においては、先ほどのような対策で、学校も本当、努力してくれていて、学校と関係を持てる人が非常にふえてきているという

ことで、今後これを、本当に、目標としてはゼロに近づけていき、限りなくゼロに近づけていきたいという思いであります。

(7番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 森喜人君。

○7番(森 喜人君) 3つ目に行きたいと思います。

今度は、就職後のひきこもりということなのですが、これは年齢層が幅広く、先ほども言いましたように、15歳から64歳という幅なのですが、これを2つの段階に分けて、これ人数とか、この対応についてお聞きしたいと思います。

15歳に、もしくは高校卒業して、もしくは大学卒業して就職しても、なかなか会社になじめず、すぐやめてしまうという方が多いと思います。そうしたことの対応についてお聞きしたいと思います。

それから、40歳から64歳につきましては、61万3,000人、先ほど申し上げましたようにそういった人数なのですが、これは厚生労働省が、労働省といいますか大臣が言うには、これはまさに、新しい社会問題であるということで、この数字にはかなり驚かれたということでもあります。若者とは違った支援策が必要ではないかということでもあります。

このことが出るときに、最近の話なんですけど、元農水事務次官でありました熊沢さんという方が、ひきこもりの長男といいますか、外へ出なくなってしまった44歳の長男を自分の手で殺害するという事件がありました。これは、自分や周囲に危害を加えると思ったと、それ以前に、川崎市私立カリタス小学校で、そうした人が20人の子どもたちを殺したということが出ていました。そうしたことになっては非常にまずいということで、自分の手で殺めた。このことについては、批判論もありますし、また擁護論もあるというふうに言われております。

トップに上り詰めた方が、こういう判断をせざるを得なかったということは、まさに、社会にちょっと歪みがあるんじゃないかなというふうには私は思っているんですが、こういったことの状況についてお聞きしたいと思います。

○議長(兼山悌孝君) 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長(和田美江子君) それでは、御質問の内容にありましたように、学校を卒業し就職した方の中で、勤務先のプレッシャーや人間関係などによる過度のストレスから、鬱病を発症し、その結果、ひきこもり状態になるといったことがございます。現状、そのような方につきましては、把握する公的手段、調査などは今ない状態ですので、人数をつかむことはできてはおりませんが、先ほど副市長のお話にもありましたように、市の中ではいろんな関係者が、地域の中でいろんな活動をしながら把握した数ということで、先ほどの報告の数となると思っております。

ひきこもりの状態につきましては、本人や家族から相談があった場合に、対応をさせていただく

状況もつくっております。市のほう、県も長年の経過の中で、精神の部分、ひきこもりの部分の相談体制をとってきておりますが、郡上市の中でもいろんな関係者と連携をしながら、情報共有をして相談体制をとっております。

特に、就労についてかかわるところが大きい年代でございます。相談窓口として、岐阜県が、若者サポートステーションというものを設置しております。働くことについて悩みを持つ、これは若い世代ですが、15歳から39歳を対象としまして、就労に向かうことができるように支援する総合相談業務を行っております。

市では、この若者サポートステーションの郡上サテライトとしまして、毎週火曜日に大和庁舎にて、出張相談を開催されています。市としましては、こういった相談窓口へケースをつないでいくとか、あと継続支援のために窓口の周知であったりとか、あと関係機関の連携に努めているところ です。

若者サポートステーションというのは、今言いました対象者が15歳から39歳ということです。議員の今御質問にありました40から65歳といったところにつきましては、市内、市内とあと県下の取り組みを行ういろんな機関が、ひきこもりの支援の連携会議というものを開催しております。これは郡上市独自で、そういう関係者を集めて会議を開いておるんですが、そういった中で、ちょうど40歳以上の方についても対応していけるような状況を広く持っております。その中の関係者につきましては、社会福祉協議会であったりとか、あと慈恵中央病院の地域生活支援センター「すいせい」であったりとか、あと幅広く、NPO法人で結び場であったり、あと生活支援ネット・ぐじょう、そういったところの機関もつながり合いながら、ケースに出合ったときには、そういった必要なところに結びつけるように体制をとっております。

(7番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 森喜人君。

○7番(森 喜人君) 4つ目に行きますが、これ、退職後ということで、これは退職後にひきこもりになったケース、これ65歳以上のこと、60歳で退職される方もいますので、65歳も含めてですね。これは、国の調査の結果はないんですけども、この段階になりますと、退職して、やはり特に男性がかなり多いというふうに聞きます。この年齢層のひきこもりは70%が男性であると。男女問わず、退職後は図書館が一番多いんだそうです。行くのはですね。今まで読めなかった本を読もうということで行くらしいんですが、女性は、友達や親戚などと過ごす時間が多いんですけども、男性はどんどん孤立化してしまうというようなことで、非常にこの年齢層もかなり問題があるかと思えます。

年をとれば当然、どんどん体の調子が悪くなって、入院したりいろいろとされると思うんですけども、まだ若いわけですね、65歳ぐらいは。こういった方々の孤立をどういうふうに防ぐか、人

数、わかれば、わからないと思いますが、どういうふうにするかということをお聞きしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） では、今、定年退職後の世代ということで御質問をいただきました。定年退職後といってもまだまだ皆さん御活躍の方々ですので、高齢者という言葉は似合わないところではございますが、年齢的には、高齢福祉分野ということで、「閉じこもり」といった言葉を使いますが、定義としましては、寝たきりでなくても一日の大半を家の中で過ごし、週に1回も外出しない状態、それを「閉じこもり」というふうに言っております。

郡上市の65歳以上の高齢者、閉じこもりの実態としましては、健康診断のときに、65歳以上の方
に実施しております高齢者の生活機能評価、これは25項目のチェックリストになりますが、それによ
って状況を把握しております。

昨年度、この基本チェックリストを実施した者が——この実施者は、要介護認定者を除いており
ます——その実施者は4,996名ということで、その中で、閉じこもりに該当した高齢者は328名でし
た。率で言いますと6.6%です。そのうち男性は、チェックリストをやった数が2,331人です。その
中で該当者は156人、割合は6.7%でした。女性については、実施した者が2,665人です。その中
で該当者が172名、率としますと6.5%です。ここで見ますと、男性も女性も大きな差がないと。先
ほど議員言われました、男性はなかなか外に出にくいものというところがありましたが、調査によ
りますと、そんなに差がなかったというふうにあります。私、先日も、高齢者のスポーツ大会にのぞ
かせてもらったんですが、大変男性の出席も多くお見えになりました。

そういったところで、対策とするところですが、郡上市では、郡上市高齢者福祉計画、あと第
7期介護保険事業計画、そういった計画におきまして、健康で生きがいを持って暮らし続けられる
ために、健康づくりや介護予防、また要介護の重症化予防対策、社会参加と生きがいづくりとい
った取り組みを行いながら、高齢者の自立支援を行っております。

具体的に申しますと、1つは、シニアクラブ活動による社会交流の活発化、2つ目は、高齢者向
けの軽スポーツの普及や文化活動の拡大、3つ目には、シルバー人材センターの運営支援により、
就業や社会貢献活動を通じた生きがいづくりを推進しています。そういった支援も市としては行っ
ているということと、あと、一般的に閉じこもりがちな高齢者に対しましては、身近な場所、公民
館であったりとか、近いところで開催されるサロンにも参加をお勧めしております。そういった参
加によりまして、心身の機能の低下を防ぐと、予防策になるといったところで、大変重要な役割が
あるというふうに思っておりますし、このサロンについては、市内各地で開催をされています。

このように、定年退職をされた後、生きがいづくりの場を提供していくことが、閉じこもり予防
の解消につながるものというふうに考えております。支援を継続していきたいと思っております。

(7番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 森喜人君。

○7番(森喜人君) 次に行きたいと思います。郡上は男性が元気だということだと思いますが——5つ目、精神障がいとして、精神障がい者として長期入院を強いられている方への対応ということです。これは、家庭に閉じこもっているわけではありませんので、ちょっと、ちょっと違う質問になるんだと思いますが。

失われた40年、精神科長期入院の実態ということで、これは、東北大震災があのかの時の話です。時男さんという方が見えまして、この方は10代の時に統合失調症と診断されて、入院して40年、入院生活から抜けられたのは、東日本大震災がきっかけ。病院が被災し、避難を余儀なくされたため、思いがけず退院ができたということでもあります。

実は、東日本大震災で、ある地域に3つの病院がありまして、そこに精神科がそれぞれあったんです。そしたらそれもう一気に被災しまして、みんなが全員公民館に行ったり、体育館に回されたりしていたんですが、その中に精神病の方がたくさんいたんですが、ほとんどが普通の人と変わらない。どのぐらい入院しているかということ、30年、40年、50年という形で入院しておられる方がいたということがわかったんです。

そうしたことなんですが、国の公表では、その精神病で入院しておられる方は7万2,000人、そして10年後にはゼロにするというふうに言っていたんですが、全くこれの数字が変わらなかったということでもあります。

この理由は何かということ、もちろんこの精神病の方に関しては、やはり受け入れがそもそも自宅の、家庭の了解がなければ難しい、そしてもう一つは、40年も入院していると、やっぱり本人が自信がなくなるんですね。だからなかなか出てこれないということと、もう一つは何かということ、いわゆる病院がもうからなくなるということが理由だというふうに書いてありました。

そんなことで、そうした方々がたくさん見えるとすれば、大変な人権問題でもあるということもあろうかと思いますが、そうした点について、どのようにお考えでしょうか。

○議長(兼山悌孝君) 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長(和田美江子君) それでは、長期入院の方の支援策といったところですが、今議員言われました病院の中での長期入院者、人数であったりとか、あとその期間であったりとか、郡上市の方、近いところに慈恵中央病院がございますので、そういったところで郡上市の方がどれぐらい入院されているか、そういう病院の内部的なところはなかなか情報としていただけるものではないので、しっかり把握し切れているものではないと思いますが、御質問の中に、見た目ではなかなかわからない、元気な普通の方に見えるといったところはあると思いますが、やはり、見た目ではわからないのが精神科の病気といったところがございますので、ぱっと見に、あの人全然どう

もないのになというようなところは感じられるかもしれないんですが、やはり入院されるというところには、一つ理由があって、長期になられる方も理由があってといったところは思うところがございます。

そういったところで、郡上市のほうでは、郡上市の第5期障害福祉計画や、あと第1期の障害児福祉計画と、そういった障がいに関しての計画を立てております。そういった中では、精神科の病院に入院している方、また施設に入所している方、そういった方々が、地域で生活をするための活動に関する相談を受ける体制を整えて、支援に努めております。

退院に向けての取り組みとしましては、岐阜県のほうが慈恵中央病院の地域生活支援センター「すいせい」など、民間に事業委託をしまして、退院に向けた活動や、あと地域で生活するための不安の軽減、あと退院の意欲を持っていただくといったところを目的として、いろんな事業展開を進めております。中には、ピアサポーターというものがあります。ピアサポーターというのは、精神障がい者の方が、自分の経験に基づいて、仲間の精神障がいの方にいろいろ支援をする、相談に乗ったり支援をするというような事業になります。こういった事業によって、入院をされている方を退院に向かわせるといった取り組みが行われているところでございます。

あと、障がい者の総合支援法によりますと、退院後に地域での生活を営む能力を向上させるといったところを目的としたサービスが提供されています。

一つ、内容としましてですが、自立支援サービスであったり、自立生活援助、宿泊型の自立サービスみたいなものがございまして、在宅へ向けての食事や家事、日常生活をする能力などの支援に向けての相談、また訪問、そういったものを行っておりますし、あと生活の場とか、その設備を提供しまして、昼間だけではなく、昼夜を通じた訓練を行うといった地域移行に向けた取り組み、支援がされておりますし、そこにかかわる関係機関が連携し合って、連絡調整をし合って、活動している状況にあります。市内では、慈恵中央病院の高賀で実施されております。

このほか、市では、先ほども言いましたが、保健所とか市の保健師、あと障がいの担当者であったり、医療機関のケースワーカー、関係者を呼びまして、退院に向けて、郡上市地域自立支援協議会といった協議会を月に1回開催しております。ケース会議も行いながら、地域の生活に向けた支援を行っております。

(7番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 森喜人君。

○7番(森喜人君) ありがとうございます。日本では、なかなか精神病院に入院すると90%の方が出てこれないと。ヨーロッパとか世界は10%以下だという、そんな数字も出ているんですね。そうしたことも考慮していただきたいと思います。

それでは市長に、時間がありませんので質問させていただきますが、非常にこういった問題はデ

リケートな問題ですけれども、老人福祉なんかは介護保険等が導入されていますし、障がい者福祉は、平成18年に障害者自立支援法、25年に障害者総合支援法など、表に出しにくい問題でしたけれども、家族の方々もかなり社会にオープンになって、国を初め、行政も予算化して改善されてきたというふうに思います。

ひきこもりの問題に関しては、把握が困難であり、対策が進んでいないというふうに痛感しております。個人情報の課題もありますけれども、やはり家族の皆さんの理解や自治会の協力が必要です。今回、市の役割が強化される中で、市長は、どうこの問題についての取り組みをお聞きしたいと思います。光の当たらないところに手を差し伸べるのが行政の責務だと思いますが、御所見をお伺いします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） これまでお話がありましたように、この問題は非常に、まず一つは、我々行政の側も情報の把握が非常に難しいということだと思います。そのためには、いろんな関係機関が連携をして、情報把握に努めることだろうというふうに思います。郡上市におきましても、ひきこもり支援連絡会議というようなものを持っておりますので、こうした関係機関が緊密に連携をとりながら、できるだけ当事者、あるいは家族の苦しみというようなものに対して、サポートしていけるように考えたいと思います。

それから、特に問題そのものが仮に情報把握をしても、じゃあ、簡単に解決するという問題でない悩みを抱えておられるということがあると思いますので、そうした場合に、やはり今、県で設置されております岐阜市の鷺山にあるわけですけれども、岐阜県精神保健福祉センター、こうしたところの専門家の力を借りるということも非常に大切だというふうに思っております。

それから、郡上市においてももちろん、こうした問題に対応する人材育成といいますか、そうしたこともしっかり取り組んでいきたいというふうに思います。

いずれにしましても、非常に難しい問題でありますし、簡単にこうだという解決策は難しいわけですけれども、誠心誠意、そうした問題を抱えておられる方の力になれるように努力したいと思います。

また、何らかの原因で、こういうひきこもりとか閉じこもりとか、いろんな不登校とかいろんな問題が起きるわけですから、一つは、その発生を抑えるという意味でのいじめ対策であったり、職場におけるいろんなプレッシャーとか、そういう心の病を初め、そうしたことにならないようにという、明るい職場づくりとか、そういったこともやはり経済界などを通じて、やっぱり発生を抑制していくということの考え方も非常に大切じゃないかというふうに思っています。

（7番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 森喜人君。

○7番(森 喜人君) ありがとうございます。2番までやっぱり行きませんでしたので、またよろしくお願ひします。次回、させていただくかもしれません。よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○議長(兼山悌孝君) 以上で、森喜人君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は、14時30分とします。

(午後 2時20分)

○議長(兼山悌孝君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時30分)

◇ 山 川 直 保 君

○議長(兼山悌孝君) 5番 山川直保君の質問を許可いたします。

5番 山川直保君。

○5番(山川直保君) 失礼をいたします。通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

通告しておりました1番、2番、3番とございますけれども、ここで順番を変えさせていただきますまして、2番が一番最初、続いて1番、3番という順で質問をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、季節は8月の真夏真っ盛りから、こうして秋風が吹きますこの初秋を迎えるわけでございますけれども、私が高鷲からこの議場へ向かって走ってくる最中も、そんなことを感じながら、また空の秋の雲を見ながら通勤するわけでございますけれども、ひょいと長良川を見てみますと、すばらしいこの流れの中に、鮎釣りのお客さんがたくさん、今の時期ですね、鮎を鮎釣りを楽しんで見えます。すごい数だなあと思ひます。なぜ、ほかの河川、私も飛騨川にも飛騨川支流にも、宮川にも宮川支流にも、先週も行ってまいりましたけれども、もうお客さんは見えません。これ、なぜかといいますと、やはり郡上が釣れるからなんですね。なぜ釣れるかと申しますと、やはりそうしたダム河川というのは、放流魚100%でございますから、もう今の時期は本当に鮎が薄くて、本当にちょっと寒いとすぐ下っていってしまいます。

郡上は、もうことしでもう六百数十万匹、700万匹近く上がっていますでしょうか、この天然鮎は、本当に年老うことなく、ぴちぴちと脂の乗った勢いでまだまだ泳いどりまして、この長良川、そしてそれに郡上の鮎は、まだまだおいしく10月末まで、この形で行けるんじゃないかなということをお願ひしております。

漁協の組合長とお話をする機会がけさもございまして、話ししておりましたら、非常にことしは豊漁だと、ありがたいと。そのわけは、やはり大水がなかったと。高水はあったけれども、一番い

い状態でこうやって鮎が残ってってくれると。非常にしっかり身も多くて、豊年でありがたいということをおっしゃっていました。

長良川のこの鮎、これが世界遺産に登録されて、久しく感じることでございますけれども、やはりこの世界遺産というものをもとに、いろんなイベント、いろんな施策を考えて、これが必ず郡上のために役立ってきたことは、これ事実だということをおっしゃっています。

さて、過日でございますけれども、第22回の清流めぐり利き鮎会が行われまして、見事、議長の地元でございます和良川の鮎が4回目、V4ですね、V4のグランプリを受賞された、非常にうれしいことです。これ本当にうれしいことですね。しかも長良川は、こちらの鮎は準グランプリ、これももう何回も何回も回を重ねております。63河川出た中でのこの利き鮎会、この実力というものは本物であると思えますし、やはり私、世界に誇る、もちろん日本一の長良川を自分も自負いたしております。

この川というものは、やっぱり山と海をつなぐこの川、この大きな役割を果たす川というものは、やはりそこに流るる水や、そして水生生物、その環境によって一番、特に鮎というのは魚体、また香り、それも変わるといってございまして、これはまさしく、この郡上の長良川、和良川、そして石徹白川、庄川の一部もそうですけれども、私たちの誇る一番大きな支援ではないかということをおっしゃっています。

そうしたことから、(仮称)鮎サミット(GOO)の開催についてということをお大項目に上げておられますが、GOOというのは、世界でいう、政治的にいうのはG20とか、グループということをおっしゃいますけれども、私、これ、Gはどうとていいんですけれども、郡上のGとか、岐阜のGとか、そういうことで、幾つかのそういった河川の方々、また漁協関係者、また釣り人、また鮎の料理人、または鮎の研究者等が集まる、そういう全国のサミットができたならなあという夢を語らせていただきたいということをおっしゃっています。

先ほど17番議員さんの質問にもございました、日置市長が今まで3期目市政を運営してみえて、その変遷の中でのやり残してきたこと、また将来へもこれを望むこと等の所信を聞かさせていただきましたけれども、私もこの5年間、6年間のうちに、市長さんにいろいろとこの鮎、また川シリーズについては、提案をいたしました。その中で、私が提案した5つ全部を市長さんが実行してくれたなど、今思い起こしておる次第でございます。

まず、1つ目は、鮎の伝統漁法、伝承事業、これ教育のほうで組んでいただきまして、中高生の鮎釣り選手権を行っていただいた。そして、次にはふるさと寄附について、年漁券、鮎の券をその券にしたかどうかということも、すぐそのことをなされまして、これも完全な実績を上げておまして、ふるさと寄附では一番大きな寄附件数でございますね。また、それをもとにしたトイレの建設、これ今、相生のほうで漁協が検討しております。これももう実現に向かっていると思えます。

そして何と、一番大きなものといたしましては、この長良川沿線市町村にもない、その類を見ない、この清流長良川等保全条例というものをつくっていただきました。これはかなりのインパクトがあったと私も思いますし、これを機に、河川環境が守られ、そして私たち、そして内外からの川を親しむ方々にも来ていただける大きな一つの節目の条例だと、非常に感謝をしております。そして、さらには、河川でのごみを少なくするごみ袋というものを提案したところ、これはごみ袋になりませんでしたけれども、環境水道部のほうでは、それをいち早くステッカーで、そのごみをなくそうと、川を守っていこうという啓発の、啓蒙のステッカーをつくっていただいて、今シーズンの釣り客に配付をいただいたところでございます。

きょう提案申し上げるのは、私もこの川とか鮎シリーズ、これ集大成と思って提案をさせていただいて、自分の市議会議員としても心の悔いのないように、今期をおさめたいと思ひまして、市長に提案するものでございます。

まず、初めに、あゆパークのオープン、そして、高校生鮎釣り選手権大会、または釣り具、大手の釣り具の開催される大きな鮎釣り大会、そういうものの開催を受けて、今後本市は川資源を本当に今から利活用していただいて、その新たな施策をもっともっと打ち出していく必要があると思ひますけれども、漠然とした質問で結構ですけれども、このことについて市長に所見をお伺いしたいと思ひます。

○議長（兼山悌孝君） 山川直保君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思ひますけれども、今、御指摘がありましたように、この郡上市の長良川を初めとする清流は、本当に郡上市の宝であり、また岐阜県の宝でもあるというふうに思っております。

先日も、どのメーカーの大会だったか私も表彰式に参加したときに、関係者が言われるには、大会参加者が、もうこぞって長良川はすばらしいと言われました。大会関係者の話によると、そのときの大会は、金曜日の川の状況を見たときは、ちょっとあしたやるかやらまいかという判断に非常に迷うという状況であったけど、「大丈夫だ、やろう」ということでやったら、もう次の朝の金曜日は、川の水も相当引いておったし、それから前の日あたりずっと雨模様であって、必ずしも川の水が澄んでおらなかったものが、本当に川の水が澄んでおったというようなことで、土日は本当に釣果もすばらしい、すばらしい大会ができたということで、大会関係者が喜んでいと、いわば鮎漁等についても、友釣りなんかについても「長良川は日本一の河川だ」と言ってくださいました。多少、いろいろ外交辞令はあるかもしれませんが、そんな、何といても長良川が、やはり平素の水が出たり、いろんなこともしますけれども、平素の姿に戻る復元力というのがすばらしいのかなと思ひます。ほんで、それをいろんな条件が本川上にダムがないとか、その他いろんな水源地

域を初めとして、その川を囲む環境が素晴らしいとか、いろんな要因があると思いますけども、大切にしていかなければいけないというふうに思っております。

今言われました条例等の制定につきましては、山川議員が御提唱をもともとされたことでありますので、私どもそれで制定をさせていただいたわけですが、この条例に命を吹き込んで、しっかりやっていかなければいけないと思いますし、おのおのの上げられました事項というものをしっかり進めていかなければならないというふうに思っております。

ことは郡上漁協が、何遍も話に出ておりますが、東京の豊洲市場へ、直接郡上鮎を出荷しているといった、開始をしたというようなことも大きなことだろうというふうに思います。いずれにしろ、この長良川を初めとした今回グランプリ、4回目のグランプリに輝いた和良鮎もそうですけれども、これを資源として活用していくということをしっかり進めてまいりたいというふうに思っております。

ただ、一つ気がかりなのは、ことは水難事故が非常に多いということでありまして、せっかく楽しみを求めて郡上の川へ来られた方が、御家族にとっては悲劇の思い出の地になるというようなことは、また、これも一つのイメージを暗くすることでもありますので、こうしたことについても、やはりその要因をよく分析して、安全な川という、あるいは安全に川を利用していただくということをやはり進めていかなければならないというふうに思っております。まず総括的には、そのようなふうに考えております。

(5番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 山川直保君。

○5番(山川直保君) 市長の答弁、今聞いておりまして、やはりこの安全な川、せっかく楽しみに見えるところでの事故があってはならない、これは本当に私も賛同いたします。この分につきましては、その啓蒙と、そしてそうした釣り人のしっかりとしたマナープラスアルファも、自己防衛する部分をもっともっと宣伝していくこと、これまた漁協と一緒にやっていければなということを思っております。

私、この「鮎サミットやりたい」こう書いておりますけれども、何しろ、私、釣り人やいろんな方に聞かれたときに、「長良川最高やな、日本一やな」と。何が日本一かといったら、これだけ遅くまでしっかりとした、もう産卵間近のような形の鮎じゃなくて、ぴかぴかの鮎がこんなに遅くまで出てくる場所はないんです。本当に日本一の川で、皆さん今多いのは、ほかの川から帰ってきて、長良川へ帰ってきたからこだけ多いんですね。だからやっぱり長良川はすごいなという実感を得ながら釣られている方ばかりだということを思っております。

そして私は、この長良川、この世界遺産の長良川の鮎というものを、郡上市が先駆けて、どこよりもパイオニアでなければ意味がない、2番、3番では意味がない、先駆者、開発者でなければあ

かんということをもって、このことを提案するわけでございます。

この本市が、この雪を利用したり、そして高原の大地を利用した農業をしたり、そしてこの川を生かしたり、この自然環境のフル活用によって、一番大きなこの郡上市発展のものの原動力になる、天から恵まれたものだということをもっておりまして、それを本当に生かすことを考えることが、本当の知恵を絞ることだということをもっております。

私、この鮎サミット（G〇〇）ですけれども、この鮎サミットという言葉は、ネットを引きましても、栃木県のある川で、ある愛好家の方が、料理の会とか釣り教室をやった経緯が、六、七年前にはございます。その後は使われておりません。

川サミット、これはよく聞く言葉でございますけど、四万十川が先見を持って、河川の保全をしようとか、観光資源を守ろうとか、ブランドを維持しようとか、そして鮎の産卵する場所をつくったりとか、するということを四万十はされました。四万十は、すぐれた川でございますけれども、本当に昭和の50年ごろは1,600トンほどの出荷がありましたけれども、一番激減したときは、平成16年、20トンから30トンしかとれなかった時期があります。がた落ちしたんですね。それから今、まだ大事にされているということなんです。

そういうこともございましたし、あとサミットという言葉を書きますと、全国鵜飼サミット、これは関市が7年ほど前に、第21回を尾関市長が主催となってされました。これは、鵜飼いは全国13カ所ほど鵜飼いをされておりますけれども、約11カ所の鵜飼いをされておところが集まって、この伝統というものを残していこうということで、20年までは毎年やりましたけども、20年超えてからは隔年ということで実施されておるものでございます。

このサミットをもし開くのなら、必ず私はいろんな漁協、いろんな河川関係者、鮎の料理人、鮎の研究者、冷水病の探究をしてみえる方、生産者、その方々に集まっただけだと思います。というのは、今の全国利き鮎会、22回、63河川がエントリーしておるわけです。というのは、私たちのどこの自治体、どこの住む川と親しまれるその漁協関係者も、私たちの生まれたところの川はいいんだという気持ちはあるんです。ですからこそ、こうした誇りを持って、この利き鮎の大会にもエントリーされるんです。

それとか、本当に冷水病というものは、1980年代にカナダ、アメリカでマスから始まったものですけど、こちらに入ってきて非常に苦慮しておる。まだそういったものの本当の解決方法はできていない、ワクチンもできていない状態です。ですから、そういったことに関してどうしようと悩まれている漁業関係者はたくさんいまして、農林省もそのことには、一步、今踏み込んでいます。ですから、必ずそうした方々は参加していただけるということをもっております。そのイニシアチブをとるのは、パイオニアであるこの郡上、郡上市、郡上市しかないんだと私は思っておるんです。

ですから、これを主催するに当たっては、例えば内容を私も考えてみたんです。というのは、鮎

サミットするなら何の内容をしようかということで、まず基調講演、これは鮎の研究者による冷水病の真相などについて話し合ってもらおう。そしてまたは、分科会に分かれて情報の交換をする。または、有名料理人による鮎の料理の実演。また、有名釣り名人による講演。あとは、中高生鮎釣り選手権大会の活動報告。または、郡上鮎の制作した鮎の友釣りビデオの紹介、そして、あと郡上市にはサンプルがありますね、サンプル、鮎のサンプルを飾っておもてなしをする、グッズの展示。

そして、これ考えたんですけれども、この前は、長良川悲恋という演歌の披露がございました。そういう方もいいでしょうし、あと、これは市長さん、よぶこどりで鮎を、鮎にちなむ短歌、俳句、そうしたもののコンテストをしてみたらどうでしょうか。これはなかなか受けるんじゃないかなと思います。そして、もし2日間あるならば、2日目は、岐阜県の知事杯争奪の鮎釣り大会、これは私、あゆパークオープンの際に、知事さんに「ぜひ、知事杯をやってください」と言ったら、そしたら「ことはできんけど、来年ぐらい考えるか」と言われました。本当に。で、そのときに私、ある国会議員で岐阜県選出、非常に鮎釣りの上手な参議院議員が見えましたので、その方にも言っていますから、ちゃんと相談してくださいねと。あと漁協関係者、岐阜中央も下流も県議会が一番中枢のすばらしい人物が組合長ですから、ぜひ考えてくださいと。こういうことをすれば、もちろん農林水産省も県も、予算的なものを財源のものも今から考えていけば、しっかりと乗っていただけるものということを思っております。

ぜひとも、これにつきまして、前向きな意見をいただいて、私も今期の自分の集大成として、市長からいい答弁をいただきたいということを思って質問をさせていただきます。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 山川議員がおっしゃるように、郡上は、長良川にしろ、グランプリ4回をとった和良川にしろ、やはり友釣りを中心としたこの鮎というものについて、今おっしゃったようないろんなことを音頭とっても、とろうとしても、誰も異論を言われる方は少ないかもしれません。そういう意味で、非常に有益な御提案だというふうに思いますが、広くいろんな関係者の御協力も得ていかなければなりませんので、まず私どもとしても、それをじゃあどういう形で開催したら一番いいのかということについて、検討をまずしたいと思っております。県の協力を得る、あるいは郡上市内の漁協だけでなしに、他の漁協の協力も得たりとかというような形になりますと、現在、その世界農業遺産の清流長良川の鮎の認定に伴いまして、平成27年の12月の認定以降、県の流域の上流から郡上市、美濃市、関市、岐阜市といった4市、それから県、それから漁協の関係者の皆さん等が中心になって、とにかくこの世界農業遺産、清流長良川の鮎の認定を期にして、いろんな面で事業を推進していこうということで、推進協議会というものがつくられておりますので、まずはそういうものに、協議会に郡上からの提案という形で、そういったものを御提案申し上げて、その開催の形態等を、あるいは可能性含めて探っていきたいというふうに思っております。

私もかねてから、鮎というものを一つに核にした、今お話があったような、あらゆる角度からそういったシンポジウム、あるいはイベントというものを実施することによって、さらに郡上の鮎、あるいは川、そういったものの情報発信をするということは非常に有益なことだと思いますので、検討を進めてまいりたいというふうに思います。

(5番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 山川直保君。

○5番(山川直保君) 了解しました。何しろ、この伝統漁法というものは、本当に魚を同じ種類の魚で同じ魚を釣るというのは、本当に、まず滅多、この漁法の中になくて、日本で始まったもの、また鴨川で始まったものと言われておりますけど、そこからまたこちらのほうへ言い伝ったということを知っておりますけれども、やはり、この鮎釣りの鮎の友釣りという伝統漁法を、ぜひともこれ日本遺産にするべく、郡上市から発信していく、日本遺産にするべく、これを。そして日本のものとするというくらいの気概を持って、これを通してでも進めていただきたいということを思っておりますので、よろしくお願いします。

次の質問に移らせていただきます。

1番の透析患者の通院補助制度についてお伺いいたします。

まず、簡単に、端的に数字等を伺いたと思いますけれども、透析患者の市民、人数及び透析施設数をまず伺いたと思います。

○議長(兼山悌孝君) 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長(和田美江子君) 透析の患者さんの状況ということで、市内で腎臓に御病気、いわゆる障がいのある方は、平成31年3月31日現在で、手帳の取得状況によりますと、106人というふうになっております。このうち、更生医療により外来透析を受けてみえる方は74人というふうになっております。

市内で、透析が受けられる医療機関は、郡上市民病院と県北西部地域医療センター国保白鳥病院の2施設です。

郡上市民病院が、透析のベッドが27床で、現在36人、内訳としましては、入院が7人で通院が29人というふうになっております。

県北部地域医療センター国保白鳥病院は、15床です。現在23人お見えになりまして、内訳としては入院が1人、通院が22人というふうになっております。

交通費助成の申請の状況によりますと、市外の病院を使われてお見えになる方が、合わせますと5名お見えになります。

以上です。

(5番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 山川直保君。

○5番（山川直保君） 続きまして、透析患者の通院補助制度の内容及び補助金額の根拠をお伺いしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） 透析患者さんの交通費助成制度の支給額の根拠ということでお話をいたします。

交通費助成につきましては、合併前の旧市町村におきまして、精神障害者小規模作業所交通費助成事業、在宅障害者交通費助成事業、重度心身障害者福祉タクシー利用助成事業といったものがございまして、合併後調整されました。

合併後の協議によりまして、居住する地域によっては、タクシーの利用が困難な状況にあるところがあります。また、当時ガソリンが高騰していたことから、通院とか通所の負担の軽減を図るために、平成19年度より、1キロ当たり10円を助成することとなっております。その後、福祉有償運送を利用して透析を受ける場合に、金銭的に負担が大きいというような意見がありまして、平成29年度に制度の見直しを行いました。自家用車で通院ができずに人工透析を受けている方への助成を拡充することを目的としまして、福祉有償運送やタクシーを利用した際は、利用料の半額を助成することとしました。片道上限1,500円、月額上限4万円でございます。

自家用車を利用された場合の助成単価の設定の根拠でございますが、国土交通省の平成27年の自動車燃料消費量、統計年報によりますと、1キロ当たりの平均燃費が、1リットル当たりの平均燃費が11.6キロで、平成29年度の市のガソリンの契約単価が、1リットル141円というところで計算をしまして、1キロ当たりのガソリン代を12.1円ということで、その半額であります6円というふうに設定をいたしました。

半額としました根拠につきましては、身体障害者手帳などをお持ちの方が、公共交通機関であるバスとか、長良川鉄道を利用した際の助成は半額というふうになっておりますので、その基準に合わせたものでございます。

（5番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 山川直保君。

○5番（山川直保君） 再質問をさせていただきますが、今の助成制度によりますと、タクシーの場合と、そしてあと自家用車の場合、あと福祉有償交通の場合ですね、ありますね、その2種類があります。この内訳で、74名の今、外来透析が見えると申されましたが、このうちの大体何名が、タクシーもしくは有償運送で、あともう一つの自家用は何人ぐらいかということをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（兼山悌孝君） 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） それでは、平成30年度の助成の実績を御紹介します。

タクシーの御利用は、お一人でした。助成の御利用はお一人、福祉有償運送の助成の御利用は9人です。それから、自家用車の利用の助成については17人といった実績になっております。

（5番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 山川直保君。

○5番（山川直保君） これ、助成受けておられる方が27名ということで、74名には足りないわけですが、そのほかは送ってもらったり、そしてあとは、自力でという方は本当に少ないかもしれないですね。

私ちょっと見ますのは、これタクシー、1ですね、1。そして自家用車17というようなことを考えてみますと、このタクシーと自家用車、これ大違いがあって、タクシーのほうがなかなか使え、高くて使えんのではないかなということが浮かんできます。

例えばの話です。今、自家用の場合は1キロたった6円です。我々、私、費用弁償いただいておりますのは2,400円いただいております。市外通うに。ちょうど64キロ、往復で、割ってみると37円、私は、市から、税金からいただいております。でも、透析の患者の方は1キロ6円ということでございます。これちょっと計算してみますと、高鷲の中心部大鷲から白鳥の国保病院まで12キロございます。これをタクシーで行きますと、片道4,500円ほどかかるんです。往復9,000円です。半額までの助成、マックス1,500円までの上限で、上限いっぱい1,500円を片道もらったとします。片道1,500円、往復3,000円です。往復9,000円のタクシー代から助成金3,000円もらっても6,000円が自己負担になります。ですから、タクシーには乗らないんです、多分。

じゃあ、この自家用車で計算してみますと、自家用車は12キロ、片道12キロ掛ける6円、それがそうすると72円です。往復幾らかといたしますと144円です。自家用車で行く場合は144円もらえるけど。でもタクシーで行くと、6,000円払わんならんということ、だから無理してでも、透析をした後も非常にえらいけれども、自分が無理して運転していくという方も見えるんです。となると、事故の確率もふえる。

ですから、この制度、この補助金の要綱というのは、これもっとちいちゃい自治体。例えば、タクシーがワンメーターで行ける、1,000円で行けるところやったら往復2,000円です。1,000円で行ける、ワンメーターちょっとで行けるところ2,000円、そして補助が半分だから1,000円返ってきます。1,000円で透析に行ける方も郡上市内にいるかもしれないけれども、各地によっては6,000円も払って負担せなければ来れないところもある。ですから、この要綱というものは、これ、まちバージョンなんです。だと私は思う。

インターネットでいろいろ調べてみても、ちょうどこれ上限、月4万円というところは結構あるんです。でもその横並びにそのころは、知恵があつてなくてかわからんけれども、折にしたと。

合併後ね。しかし、27年か。しかしね、これは是正してもらわんと、この額では、非常に私えらいということを感じるわけなんです。これは本当に、岐阜市とかたくさんそういう施設があるところで、もっと近くに行けるところでのタクシー代ならこれは行けるけれども、間違いなくこの広い郡上市では、タクシーでは行けません。タクシー協会が身障者手帳を拝見したら1割引きますよという、タクシー協会が決めていることもございますけれど、それでもなかなか高く行きます。

ですから、私はこの案をちょっと市長さんに、一遍4番に飛んでしまうんですけども、ぜひともこの透析患者さんへの通院補助制度の早期の拡張を願うわけですが、今の現行、月上限が4万円、片道の上限が1,500円というものを、ぜひ、変えていただきたいと思います。タクシー利用であれば、8割までの補助をしましょう。5,000円であれば4,000円、そうすれば往復で2,000円の負担で行けます。そして、多い方ですと週3回、透析へ行かれます。4週あるとしたら12回、これで上限、タクシーの上限4万円、月4万円というのは全然足りません。ですから、この上限を撤廃すると。

いろんな制度今まで見てきました、私。今の高校生の通学費補助、これ8,000円が初めに引かれるじゃないですか。初め8,000円はもう全部一律に、そこから2分の1ですか。あと遠いところはまた、15万円以上のところはまたつけるといったような要綱つくりましたね。ですから、このことを早期にそういうふうにしていただきたいと思います。

例えば、心臓にペースメーカー入れられている方は1級ですよ、1級で障害者手帳持っています。そういうとき、そういうものはいろんな制度があつて安くされておったけれども、その方々はもちろん患者ですよ。患者なんだけれども、この通常受ける時分にえらい、えらいと思う。体が本当にえらいんやというときというのは、例えば、この透析の患者の方が来て、1回来て3リットル余の水分を抜いて新しい水分を入れる、そのときのえらさと比べたら、それが週に3回と比べたら、随分またこれ違うと思うんです。障がい者の方に合わせて2分の1とされたというふう書いておられますが、障がい者の方ももちろんこれは病人です。病人のくくりになりますけれども、この透析というものは、またさらに苦痛があるものです。

今、郡上に全員で106人の患者がおつて74名の人工透析が、今患者が見えると言われましたが、これは統計上、今から多なってくるならまた別ですよ。そうでなければ今、即座にこれ決めてもらわんと、合併前にはタクシー券配つて、1回5,000円という券を配っておる自治体もありました。そして、これ合併においてやっと是正されたのは18年ですか、そして29年に見直したということなんです。ですから、この6円というのが1キロ、余りにも安い。

これ、3番目に市の職員、議員の交通費等の現状と支給額の根拠、ほかのところに書いてありますけれども、こちらのほうが明らかに高いですわ。でも、健常者が車で通う、仕事へ通うのと、もちろん病人、病人の方、身障者が通われるのとは、意味が違うかもしれないが、福祉に温かい市、そ

ういものを本当につくり上げていくのならば、この6円というのは全然、私たちがもらっている費用弁償からは数分、何分の1です。

ぜひともこれは、そうした高校生の通学費あわせて是正されたいと。即座に要綱を見直されたいと、そのように考えます。

ちょっとこれ時間がなくなりましたので、済いません。3番のこと飛ばしてしまいました。申しわけございませんでした。

これにつきまして、市長の率直な御所見を伺いたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 透析患者の皆さんが、非常に体がえらいところを苦勞して市民病院や白鳥病院をお通いになっているということについては、十分そのことを思わなければいけないというふうに思っております。

制度の概要は、今までお話があったとおりであります。議員さんのその費用弁償であるとか、あるいは職員の旅費であるとか、そういったことは、これは公務に起因することについて、公費で全額を負担するという立場の中で決められていることなので、このことと、それから、少しでもお役に立てなければいけないという形で、助成をするという形での単価というのは、直に比べるということはちょっと無理があるというふうには思います。そのことは十分御承知の上での御質問だと思います。

そういうことで、今の市の制度は御指摘があったとおりですが、こういうものは、例えば、いわゆる何といいますか、我々は自治体の横並びで、果たして郡上市が、そうした方々に対する助成が手厚いか、手薄いかということもみななければいけないと思っております。

先ほど、いろんな設定は、中には非常に市域も狭い、都市バージョンだろうという話でしたが、例えば、引き合いに出して恐縮ですが、例えば可児市ですと、透析を受ける方が通院される場合は、月1,000円を上限で年間、年間で1万2,000円が上限です。それから美濃加茂市は、1年間に1万5,500円が上限です。それから下呂市は、ごく短い距離だと1キロについて10円のガソリン代を支援しておられるんで安くなるかもしれませんが、月の助成上限額は7,000円ということですから、7,000円に12倍しても、郡上市のほうが格段に手厚いといいますか、それよりは金額が上限も多いということになるかと思えます。

そういうことで、現行の郡上市の上限が、決して他の団体と比べて遜色があるとか、著しく劣っているということではないと思います。しかし、そういう横並びに比べるとということと、本来御苦勞されている方に対してもう少し手厚い助成はできないかということとは、またちょっと別の問題かもしれませんので、十分検討をさせていただきたいと思えます。

（5番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 山川直保君。

○5番（山川直保君） そのような見解も理解はできますが、まず、郡上市が今まで打ってきた施策、先ほど申された私たちの費用弁償とは違う、それはもちろんそうです。

例えば、高校生の通学費のことであろうが、そして中学生、また高校生の医療無償化等であろうが、がんばれ子育て応援事業にしても、そうした福祉にかかわること、教育にかかわること、そして医療にかかわること、このことをつり合いが持てることを考えてみたら、この6円というのは、もっと上げてみてもそんな予算にはならない、よそよりも突出しとってそら関係ない、この郡上市の考えであります。ですから、この6円というものを何とかしていただきたい。そして、できることならば、美濃加茂市などは何施設があるかわかりませんが、市域は狭いですから、タクシーも潤沢にあると思いますね、こっちよりも。ですから通いやすい。

そういうことを考えますと、今タクシーも本当に少なくなってまいりましたし、ですから、タクシーを実際に使おうと思ったときに、本当に親戚も誰も連れて行ってくれんときに、それやらなければ死んでしまいますから、どうしても行かなければいけない、それを考えたら、その上限の4万円、それと片道の1,500円上限というものを、しっかり考えて、市域の大きさとか考えられて、そしてこれはタクシー、そうしてもう一つは、自家用車であれば6円は、これは安い。今は141円、市の中でも違うんです。147円にするところもあります。これいつも変わるもんでね、絶えずそれ以上をキープしてもらいたいということです。幾らガソリンが高くなっても、倍にすれば、ガソリンが280円になってもという計算ですわ。そういう形でやっていただきたいということを要望しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、山川直保君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（兼山悌孝君） 本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

（午後 3時11分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 兼 山 悌 孝

郡上市議会議員 上 田 謙 市

郡上市議会議員 武 藤 忠 樹